

令和4年度（2022年）
中央公民館事業報告
～まなびのあゆみ～



Study!



Sports!



Cooking!



Game!

公 民 館 の 歌

(自由の朝)

快活に ♩ = 104



一 へ いわの はるに あたらしく
二 こころの はなの に おやかに
三 はたらく ものの やすらかに



きょうどを おこす よろこび も こうみん かの
きょうどに ひらく ゆかしさ も こうみん かの
きょうどに いきる たのしさ も こうみん かの



つ どいから と け あーう こころな ご やーか
つ どいから き ぼ うーを む ねにう つ くーし
つ どいから ま ど いーに な ごむひ と とーき



に い
じ ゆうの あさを た たえよう
ぶ んかの いずみ く みとろう
あ すへの ちから そ だてよう

公民館の歌 (自由の朝)

下総 一 作曲

一、平和の春に あたらしく
郷土を興す よろこびも
公民館の つどいから
とけあう心 なごやかに
自由の朝を たたえよう

二、心の花の におやかに
郷土にひらく ゆかしさも
公民館の つどいから
希望を胸に 美しい
文化の泉 くみとろう

三、働くものの 安らかに
郷土に生きる たのしさも
公民館の つどいから
まどいになごむ ひとときに
明日への力 そだてよう

『まなびのあゆみ』 発刊によせて

宜野湾市生涯学習課長兼
中央公民館長 真鳥 かおり

日頃より、生涯学習事業にご協力を賜りました関係各位に心より感謝と御礼を申し上げます。

近年、多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応として、地域における社会教育の意義と果たすべき役割は非常に重要となっております。また、人生 100 年時代を見据え、生涯学習の重要性も高まっており、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みも必要となっております。

そのような中、宜野湾市立中央公民館では、第 2 次宜野湾市教育振興基本計画の基本目標に沿った、多様な学びを支える環境づくりや、学習成果を地域につなぐ仕組みづくりなど、市民一人一人が生きがいをもってより豊かに生きていくために、生涯にわたり学習活動を継続していける環境を創出できるよう取り組んでいるところです。

令和 3 年度におかれましては、新型コロナ感染拡大の影響により、一部事業の中止や延期もございましたが、多岐にわたる講座やオンライン講座の開設、子育て世代でも気軽に参加できるよう託児サービスの提供などに努めてきました。

また、中央公民館を拠点に活動しているサークル団体の学習成果を発表する場として、市内企業協力のもと、2 か所の金融機関において作品展示会を開催し、学びや活動を地域につなげることができるよう、新たな取り組みも行ってきました。

そのほか、市内各自治会等での「女性学級」「家庭教育学級」・「高齢者学級」など、自治会が主体となり、地域課題解決にむけ自主的な学習ができるようサポートを行ってきました。

今後も、社会教育施設として求められている役割が果たせるよう、より充実した学習内容の提供や環境整備に努め、あらゆる機会に学習することができ、その成果を地域活動へとつなぐことができるよう一層努力してまいります。

結びに、平成 3 年度主催事業の実施にあたり、各種講座の講師の皆様、自治公民館連携事業にご協力頂きました自治会長の皆様、そして、中央公民館運営審議委員並びに関係機関・団体の皆様に重ねて心より御礼を申し上げます。

この「まなびのあゆみ」は中央公民館の年間事業をまとめたものであります。
今後の、皆様の活動の一助になれば幸いに存じます。

目 次

宜野湾市立中央公民館の概要	1
令和4年度の主な事業計画	6
令和3年度 中央公民館事業報告（各種講座・学級等一覧表）	10
中央公民館主催講座（成人対象講座）	15
中央公民館主催講座（親子・キッズ・ジュニア対象講座）	32
社会教育学級（女性学級／高齢学級）	38
女性学級	
上大謝名自治会／愛知区自治会／大謝名区自治会	
高齢者学級	
野嵩3区自治会／野嵩2区自治会	
自治公民館連携事業	41
自治公民館講座	
伊佐区自治会／野嵩3区自治会／上大謝名自治会／野嵩2区自治会	
企画事業	44
慰霊の日（パネル展）	
連携事業	46
『よみきかせ くろうさぎ』読み聞かせ&工作体験	
中央公民館施設利用状況	48
施設別利用状況／過去5年間の利用人数／目的別利用人数／部屋の活用風景	
図書室の管理運営	52
図書室の紹介／図書の館外貸し出しについて／図書室の開室時間／	
図書室利用状況（月別利用状況）／（対象者別利用状況）／（年度別利用状況）／	
令和3年度 ジャンル別購入冊数	

サークル活動の振興とボランティア活動の推進	54
サークル活動の振興／ボランティア活動の推進／ボランティア活動一覧／	
サークル紹介パネル展の開催／令和3年度 サークル一覧表／	
令和3年度 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会役員／	
令和3年度 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の主な行事／	
令和3年度 サークル会員の男女別人数と男女別割合／	
中央公民館サークル連絡協議会会則	
令和3年度 宜野湾市立中央公民館運営審議会	64
宜野湾市立中央公民館運営審議会委員／	
第1回 宜野湾市立中央公民館運営審議会／	
第2回 宜野湾市立中央公民館運営審議会	
公民館各種大会・研修会	68
中頭社会教育指導員連絡協議会前期研修会／中頭社会教育指導員連絡協議会後期研修会／	
沖縄県公民館関係者研修会／第29回沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会／	
第51回沖縄県公民館研究大会北部大会	
中央公民館関係資料	72
宜野湾市立中央公民館の沿革／	
宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例／	
宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則／	
宜野湾市立中央公民館運営審議会規則／	
宜野湾市立社会教育指導員の設置に関する規則／	
社会教育法第五章 公民館	
宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領	

宜野湾市立中央公民館の概要



名 称	宜野湾市立中央公民館	集 会 場	456.663 m ²
位 置	宜野湾市野嵩1丁目1番2号	調理実習室	95.837 m ²
竣 工	昭和57年12月15日	視聴覚室	73.9 m ²
開 館	昭和59年10月22日	研修室1・2	121.65 m ²
構 造	鉄筋・鉄骨コンクリート造り (地上3階 地下1階)	児 童 室	46.5 m ²
※	・宜野湾市民会館と複合施設	図 書 室	190.75 m ²

中央公民館の基本・運営方針と取組事項

1. 基本方針

中央公民館は、宜野湾市教育振興基本計画の基本理念「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」を柱に、市民が豊かな学びと人間性を培えるよう、生涯各期に応じた教養や趣味等、市民のニーズに応じた多様な学習とその活用の機会の提供に努め、地域へつなぐ仕組みづくりに取り組む。

2. 運営方針

中央公民館は、社会教育法第 20 条の目的達成のため、次のとおり公民館の運営方針を定める。

- (1) 地域の人々が「集い・学び・憩い・そして創造」の場として、子どもから高齢者までのあらゆる市民のニーズに応えるべく、各種の講座や研修、展示会等の学習機会を提供し、コミュニティーづくりに努める。
- (2) 様々な体験学習等を通して、青少年の健全育成を促進する。
- (3) 講座や研修会等に提供する資料や図書等を整え、広く市民の活用を図る。
- (4) 地域の人々にとって最も身近な施設である市内の自治公民館を、生涯学習関連施設として位置付けることへの条件整備をし、時代に即した幅広い活動を展開する。

3. 取組事項

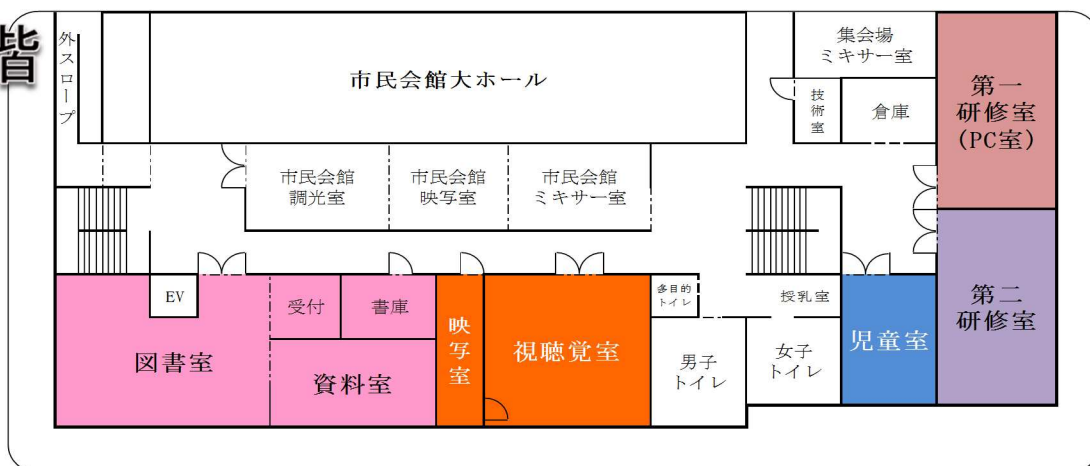
基本施策

- (1) 多様な学びを支える環境づくりの推進。
- (2) 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり。
- (3) 家庭教育支援の充実。

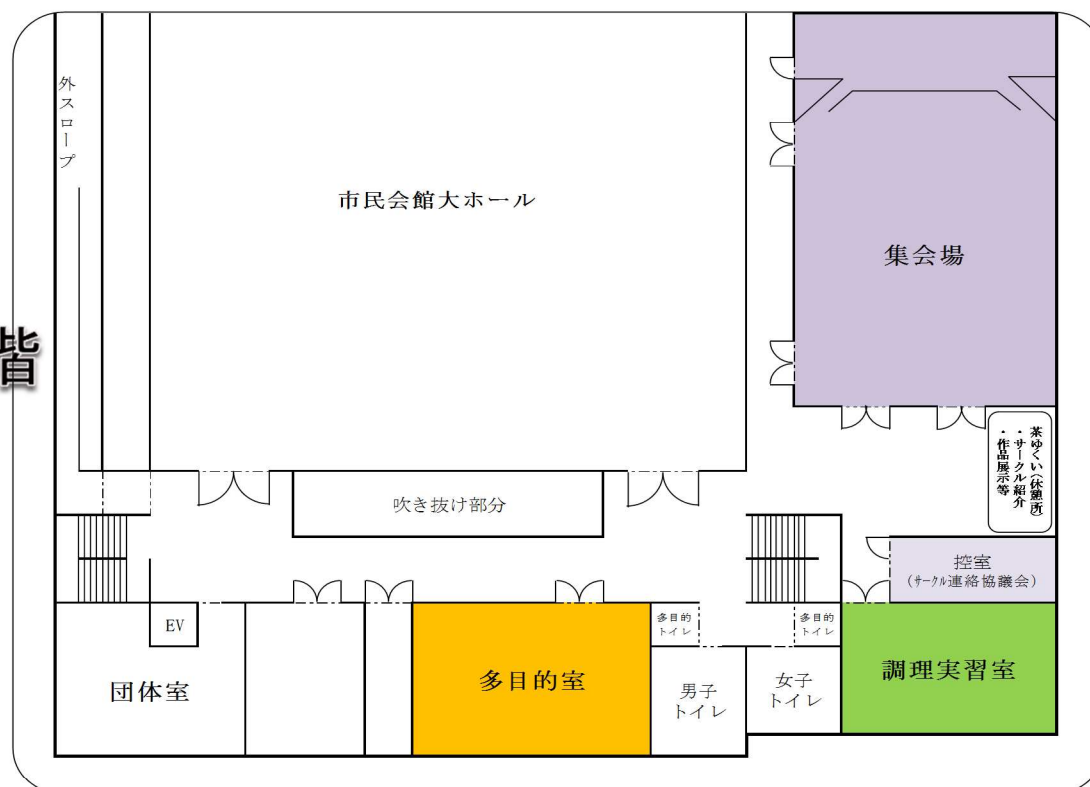
取り組み事項

- (1) 中央公民館講座の充実を図る。
- (2) 情報発信の充実に努める。
- (3) 学習成果を地域につなぐ仕組みづくりを推進する。
- (4) 家庭教育支援の環境づくりに努める。

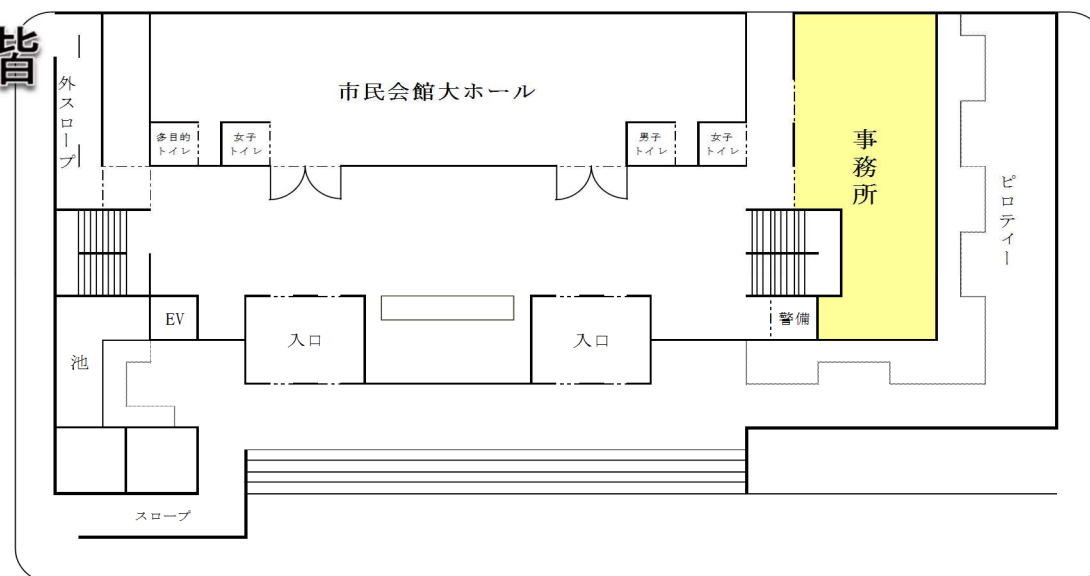
3階



2階



1階



3階 第一研修室

(PC)



収容人数：約20名（約60㎡）

3階 第二研修室



収容人数：約30名（約60㎡）＊スクリーン有



3階 児童室

収容人数：約15名（約46.5㎡）＊プレイマット有



3階 視聴覚室

収容人数：約30名（約73.9㎡）＊そで付イス・ピアノ有

2階 多目的室



収容人数
約60名

1 ペー

資料室



蔵書数
約9,000冊

収容人数
約40名

サークル紹介
作品展示
休憩場所に



2階 茶ゆくい

2階 集会場



フロア一部：約20m×16m 約200名収容
テーブル70台／イス200脚／ピアノ／舞台
舞台機構／音響・マイク

2階 調理実習室



収容人数：約20名（約46.5㎡）

中央公民館の利用について

1. 開館時間 午前 9:00 ～ 午後 9:00
2. 休 館 日 火曜日、祝日、慰霊の日、12 月 29 日～1 月 3 日
3. 公民館を使用する者は、その 7 日前までに、公民館使用許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。
4. 公民館を使用する者は、次の事項を守って下さい。
 - (1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。
 - (2) 危険物、又は動物を持ちこまないこと。ただし、身体障がい者補助犬法の認定を受けているものを除く。
 - (3) 施設敷地内で喫煙又は火気を使用しないこと。
 - (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしないこと。
 - (5) 使用後はもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - (7) 使用する責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告すること。 (単位：円)

種別	使用料 (附帯備品を含む。)						
	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時	昼間 9 時～17 時	昼夜間 13 時～21 時	全日 9 時～21 時	冷房費 1 時間 に つき
集会場 (舞台 を含む。)	(平日) 7,330	9,780	9,160	19,560	21,380	31,160	1,500
	(土・ 日・祝) 8,790	11,730	10,990	23,470	25,650	37,390	
研修室	1,080	1,450	1,080	2,900	2,900	4,350	600
児童室	880	1,180	880	2,360	2,360	3,550	
視聴覚室	1,380	1,850	1,380	3,700	3,700	5,550	
調理実習室	1,650	2,200	1,650	4,410	4,410	5,720	1,000
多目的室	2,160	2,900	2,160	5,800	5,800	8,700	1,200
備考	(1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。 (2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。 (3) 宜野湾市民会館常置の備品を使用する場合は、 宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 62 年宜野湾市教育委員会規則第 1 号) に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。 (4) 市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料(以下「規定使用料」という。)の 100 分の 30 に相当する金額を規定使用料に加算した額とする。ただし、冷房費及び(2)を除く。						

令和 4 年度の主な事業計画

中央公民館は社会教育法第 22 条（公民館の事業）及び重点施策を受け、
次のような事業を行う

1. 中央公民館主催講座

(1) 成人対象講座 (18 講座)

成人を対象に、教養、趣味、家庭教育等、実際生活に即する内容や、課題解決に向けた講座を実施すると共に、学習を通して市民のコミュニティづくりに寄与する。

(2) 親子・キッズ・ジュニア講座 (10 講座)

低学年は親と子が共同作業や体験を行うとともに SDGs に関連した内容を盛り込むことで、親子のコミュニケーションを深め、より良い親子関係の形成を図る。また高学年・中学生については児童生徒の地域社会との交流の場を提供するとともに SDGs を絡めた体験を通して、逞しく意欲的に「生きる力」を育むことを目的とする。

2. 社会教育学級

社会教育に関する各種学級の実施を希望する自治会に対し、中央公民館が直接講師へ謝礼金を支払う。

(1) 女性学級 (5 自治会)

成人女性を対象に、女性の生活課題についての学習、再就職に必要な知識・技術等の向上を目指した学習を行う。

(2) 高齢者学級 (5 自治会)

高齢者自身が老年期にふさわしい社会能力を養い、生きがいやその能力を高めるため、趣味、教養、体育レクリエーション等に関する学習を行う。

(3) 青年学級 (1 自治会)

青年を対象に、地域の青少年のリーダーとしての役割と、市の将来を担う人材育成を推進するため、教養の向上や課題解決に向けた学習を行う。

(4) 家庭教育学級 (2 中学校区)

子育て中の保護者を対象に、親子のふれあいの大切さや子どもの心理的・身体的発達、基本的生活習慣の形成、家族の人間関係、親の態度・役割、妊娠・出産の基礎知識、学校教育との連携等、家庭教育に関する学習、情報交換を行い、仲間づくりの推進と、家庭、地域の教育力向上を図る。

3. 自治公民館連携事業

(1) 自治公民館講座 (8 自治会)

市民が最も利用しやすい市内の自治公民館を生涯学習関連施設として位置づけ、地域の人材を活かし、地域住民が求めるテーマを学習することで、学習意欲の向上と楽しく明るい地域づくり活動の推進を図る。

(2) 自治公民館等研修、自治会長・書記会連携講座

中央公民館と自治公民館職員が共に研修を行うことで、地域の課題解決に向けた取り組みや生涯学習の普及・推進を図る。

4. 企画事業

個々の目的に沿い、広く、市民や県民を対象に、誰でも参加できるよう企画した事業

(1) 慰霊の日パネル展

多くの尊い命や財産及び文化的遺産を失った歴史的事実に鑑み、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、恒久平和を希求すると共に戦没者の霊を慰める。

(2) サークル活動「学びの発表・展示について」

市民の様々な学習の発表の場を設けることで、更なる生涯学習への意欲向上と普及促進を図る。

5. 連携事業

- (1) 『よみきかせくろうさぎ』による読み聞かせ&工作体験の開催。
(毎月第3土曜日 午前10時～12時)
- (2) 『生涯学習課文化振興係』との健康マージャン講座 全4回 5/14・21・28・6/4(各土) 14時～16時
- (3) 『介護長寿課』との認知症サポーター養成講座 全5回
5/16・10/17・12/5・1/16(・2/20(各月) 15時～16時30分
- (4) 『男女共同参画支援センターふくふく』との大人にも知ってほしい思春期の性の話
7/29(金) 18時30分～20時
- (5) 『琉大工学部』との工作講座 折り紙建築～首里城～ 7/30(土) または8/7(日) 10時～12時
- (6) 『健康増進課』との親子食育講座 8/21(日) 10時～12時
- (7) 『生涯学習課文化振興係』とのしまくとうば講座 全7回
10/15・22・29・11/5・12・19・26(各土) 13時～15時
- (8) 『沖縄県金融広報委員会』との初めての終活講座

6. 中央公民館施設の貸与

社会教育法第20条の目的に則り、地域住民の集会その他の公共的利用に供する。

7. サークルの育成

社会教育法第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう宜野湾市立中央公民館に定期利用団体として登録した団体(サークル)に対し活動の振興を図る。

(45サークル)

○宜野湾市立サークル連絡協議会

宜野湾市立中央公民館に定期利用団体として登録した全てのサークルで構成。サークル間の連携と親睦をはかり、宜野湾市立中央公民館を拠点とする各サークルの円滑な活動に資することを目的とする。

(定期総会5月：研修会調整中：交流会7月)

8. 図書室の管理運営(図書の閲覧・貸出等)

生涯学習の場として約40名収容可能な学習室を設け、図書の貸し出しを行う。(現蔵書は約9,000冊)
一般図書や絵本、紙芝居、雑誌の他、県内新聞2紙も設置する。また、行事の案内や新着図書案内等を掲載した『図書だより』を毎月発行する。

9. 広報活動

市民がいつでもどこでも気軽に学べるよう、生涯学習に関する情報を提供する。

- (1) 中央公民館主催講座案内を本市関係機関・教育機関等に配布する。
- (2) 宜野湾市立中央公民館サークル一覧表を本市関係機関に配布する。
- (3) 「市報ぎのわん」及び市のホームページ・SNS等に中央公民館情報を掲載する。
- (4) 新聞等を利用して中央公民館活動を広報する。
- (5) 中央公民館活動をまとめた報告集「まなびのあゆみ」を刊行し、関係機関に配布する。
- (6) 親子・キッズ・ジュニア対象の講座案内を市内公立・私立小中学校及び琉球大学附属小中学校に配布する。
- (7) 依頼があった県内の生涯学習に関する催事等のチラシを設置する。
- (8) まなびネットおきなわ 沖縄県生涯学習情報システムに主催講座を掲載する。

10. 中央公民館運営審議会

地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営を図るねらいで設置されているため、その趣旨が生かされるよう運営する。中央公民館における各種事業の企画・実施・運営・成果と課題に関する検討調査の審議をおこなう。また、館長の諮問機関として適切な答申を受け、事業に反映させる。

(1回目：6月／2回目：11月予定)

11. 加盟組織及び各種研修

(1) 沖縄県公民館連絡協議会

沖縄県内公民館の連絡提供と公民館活動の振興展開を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(定期総会・公民館関係者研修会：5月31日(火)／第52回沖縄県公民館研究大会中部大会：11月18日(金))

(2) 中部地区公民館連絡協議会

地区内(西原町・中城村・北中城村・宜野湾市・北谷町・沖縄市・読谷村・嘉手納町・うるま市・恩納村)公民館相互の連携を図り、もって公民館の振興発展に寄与することを目的とする。

(定期総会：書面開催／第52回沖縄県公民館研究大会中部大会：11月18日(金))

(3) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会

沖縄県社会教育の充実発展、指導員相互の資質の向上と緊密な連携、待遇改善と身分保障による指導員の人材確保、各市町村の指導員の設置促進を図ることを目的とする。

(定期総会：書面総会／研修会：10月26日(火))

(4) 中頭地区社会教育指導員連絡協議会

社会教育の向上発展、指導員相互の研修と連携を密にし、資質の向上を図ることを目的とする。

(定期総会：4月11日／前期研修会：7月13日・後期研修会：12月予定)

令和 3 年度中央公民館事業報告

（各種講座・学級等一覧表）

1. 中央公民館主催講座

(1) 成人対象講座 (実施講座回数 38 回 中止講座回数 18 回)

No.	講 座 名	開催日	曜 日	開催時間	実施 講座 回数	定員	申込 人数	受講 者数	開 催 場 所
1	大人のクレイクラフト	4/3～4/17	土	14:00～16:00	3 回	10 名	13 名	11 名	研修室(2)
2	クッキング講座 おうちで味わう台湾気分！	5/12	水	11:00～14:00	1 回	20 名	36 名	12 名	調理室
3	心に消えないお守りを 絵本タッチ講座	7/19	月	10:00～12:00	1 回	親子 7 組	親子 6 組	親子 5 組	児童室
4	子育て応援！ あなたの為のほめ愛アップ講座	9/13	月	10:00～13:00	1 回	10 名	11 名	9 名	研修室(1) オンライン
5	あなたの為の整理整頓術	6/25～7/9	金	15:00～17:00	3 回	20 名	20 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
6	自分らしく生きていくための 「終活講座」	6/21～7/12	金	15:00～17:00	4 回	20 名	26 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
7	認知症サポーター養成講座①	6/21	月	15:00～16:30	1 回	10 名	11 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
8	大人にも知って欲しい 思秋期の性のお話	7/29	木	18:00～20:00	1 回	50 名	54 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
9	ママのためのスマホ写真教室	9/15・9/25	水	10:00～12:00	2 回	10 名	4 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
10	認知症サポーター養成講座②	9/13	月	15:00～16:30	1 回	10 名	11 名	5 名	審査会室 オンライン
11	認知症サポーター養成講座③	10/18	月	15:00～16:30	1 回	10 名	10 名	9 名	研修室(1)
12	羊毛フェルトで作る クリスマスオーナメント	10/9～11/13	土	10:00～12:00	5 回	10 名	7 名	6 名	研修室(1)
13	目からウロコ！簡単税金講座	10/25～11/8	月	10:00～12:00	3 回	10 名	10 名	10 名	研修室(2)
14	働き盛りの疲れにくいカラダづくり	11/6～11/27	土	10:00～11:30	4 回	10 名	12 名	11 名	集会場・役所 多目的会議 室
15	ふるさと再発見③ 首里城の創建者初代琉球王察度	11/8～11/29	月	10:00～12:00	4 回	10 名	16 名	15 名	展示室 博物館
16	認知症サポーター養成講座④	11/15	月	15:00～16:30	1 回	10 名	11 名	10 名	研修室(1)
17	蜜蠟ラップづくり ～ミツバチ教室 SDGs とは？～	12/8～12/15	月	10:00～12:00	2 回	10 名	7 名	7 名	展示室
18	スマホでライン	12/10～12/20	金・月	10:00～12:00	4 回× 2 講座	10 名	27 名	10 名× 2 講座	研修室(1)
19	認知症サポーター養成講座⑤	1/17	月	15:00～16:30	1 回	10 名	6 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
20	カラダが喜ぶバレンタインスイーツ	1/29・2/5	土	13:00～16:00	2 回	12 名	9 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
21	認知症サポーター養成講座⑥	2/21	月	15:00～16:30	1 回	10 名	17 名	13 名	研修室(1) オンライン
22	じの～ん初！初心者のための 健康マージャン教室	2/24～3/17	土	19:00～21:00	4 回	20 名	30 名	17 名	市民会館 ロビー
23	実演！食品添加物実験と 無添加クッキング	3/5～3/12	土	13:00～16:00	2 回	15 名	33 名	9 名	調理室

(2) 親子対象講座 (実施講座回数 1 回 中止講座回数 1 回)

No.	講 座 名	開催日時	対 象	実施 講座 回数	受講生 定員	申込 人数	受講 者数	開 催 場 所
1	親子ランブシェード作り	8/1(日) 10:00～12:00	小 1～小 3 と 保護者	1 回	15 組	102 組	15 組	集会場
2	食育講座～おやつとり方について学ぼう～	8/7(土)10:00～12:00	小 3～小 4 と 保護者	1 回	12 組	12 組	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	

(3) キッズ・ジュニア対象講座 (実施講座回数 2 回 中止講座回数 5 回)

No.	講 座 名	開催日時	対 象	実施 講座 回数	受講生 定員	申込 人数	受講 者数	開 催 場 所
1	みんなが知れば必ず変わる！ ミツバチ教室～SDGsとは？～	7/24(土) 10:00～12:00	小学 4～6 年生	1 回	15 名	16 名	13 名	展示室
2	親子で一緒にお金と仕事を考える キャッシュレスでお出かけ体験	7/25(日) 10:00～12:00	小学 1～6 年生	1 回	20 組	41 名	20 名	集会場
3	介護長寿課連携 認知症キッズサポーター講座	7/25(日)13:00～14:00 14:30～15:30	全学年	1 回	各 20 名	15 人	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
4	宿題お助け隊「書道」	8/4(水)10:00～12:00	小学 3～6 年生	1 回	20 名	39 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
5	宿題お助け隊「絵画」	8/4(水)1:00～12:00	小学 3～6 年生	1 回	20 名	31 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
6	折り紙建築～百里城～	8/14(土)10:00～12:00	小学 4～6 年生	1 回	15 名	64 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	
7	プロジェクションマッピング	8/28(土)10:00～12:00	中学生	1 回	15 名	8 名	新型コロナ感染拡大 防止のため中止	

2. 社会教育学級

(1) 女性学級

No.	開催自治会名	講 座 名	開催日	開催時間	受講者数	場所
1	上大謝名自治会	ニュースポーツ教室	11/9(火)	14:00～16:00	15 名	上大謝名 公民館
		着付け教室	11/30(火)	19:00～21:00	14 名	
		生け花教室	12/28(火)	14:00～16:00	18 名	
2	愛知区自治会	クラフト教室	11/17(水)	18:00～20:00	10 名	愛知区 公民館
		ハーブのある暮らし	12/15(水)	18:00～20:00	15 名	
3	大謝名区自治会	大謝名歴史 文化遺産巡り	11/7(日)	10:00～12:00	6 名	大謝名区 公民館
		貼り絵教室	11/20(土)	14:00～16:00	9 名	
		ヘルシーな おもてなし料理	12/11(土)	10:00～13:00	10 名	

(2) 高齢者学級

No.	開催自治会名	講座名	開催日	開催時間	受講者数	場所
1	野嵩3区自治会	小物作り教室	12/16(木)	14:00～16:00	14名	野嵩3区 公民館
		民舞教室	12/23(木)	10:00～12:00	15名	
		生け花教室	12/30(木)	14:00～16:00	9名	
2	野嵩2区自治会	琉舞教室	3/9(水)	9:30～11:30	14名	野嵩2区 公民館
		大正琴教室	3/10(木)	9:30～11:30	13名	
		琉舞教室	3/16(水)	9:30～11:30	11名	

(3) 青年学級

No.	開催自治会等	講座名	開催日	開催時間	受講者数	場所
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止						

(4) 家庭教育学級

No.	開催自治会等	講座名	開催日	開催時間	受講者数	場所
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止						

3. 自治公民館連携事業

(1) 自治公民館講座

No.	開催自治会名	講座名	開催日	開催時間	受講者数	場所
1	伊佐区自治会	苗づくり	7/12(月)	10:00～16:00	21名	伊佐区 公民館
		寄せ植え①	11/26(金)	9:00～15:00	43名	
		寄せ植え②	11/29(月)	9:00～15:00	43名	
		健康体操①	12/16(木)	10:00～12:00	19名	
		健康体操②	12/23(木)	10:00～12:00	20名	
2	野嵩3区自治会	料理教室	11/29(月)	14:00～16:00	12名	野嵩3区 公民館
		ガーデニング教室	11/30(火)	14:00～16:00	18名	
		沖縄スイーツ作り	12/6(月)	14:00～16:00	15名	
		家庭菜園教室	12/7(火)	14:00～16:00	12名	
3	上大謝名自治会	絵手紙教室	12/17(金)	10:00～12:00	15名	上大謝名 公民館
		スマホ教室 ①	12/18(土)	15:00～17:00	19名	
		スマホ教室 ②	12/23(木)	19:00～21:00	9名	
		教育講演会	2/23(水)	14:00～16:00	23名	
4	野嵩2区自治会	寄せ植え教室①	3/9(水)	14:00～16:00	15名	野嵩2区 公民館
		寄せ植え教室②	3/11(金)	15:00～17:00	16名	
		小物づくり	3/14(月)	14:00～16:00	15名	
		漬物作り	3/15(火)	14:00～16:00	15名	

(2) 自治公民館等研修、自治会長・書記会連携講座

No.	講座名	開催日時	対象	回数	定員	参加者数	開催場所
1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止						

4. 企画事業

No.	事業名	開催日時	対象	来場者数	開催場所
1	慰霊の日パネル展	6/21(月)～9/3(金)	市 民	—	2 階展示室前
2	地域連携企画・第 1 弾 中央公民館作品展サークル作品展	11/5(金)～ 11/19(金)	市 民	—	コザ信用金庫 宜野湾支店
3	地域連携企画・第 2 弾 中央公民館作品展サークル作品展	12/13(月)～ 12/27(月)	市 民	—	コザ信用金庫 普天間支店
4	中央公民館登録サークル紹介パネル展	11/2(月)～11/13(金)	市 民	—	市役所ロビー

5. 連携事業

No.	事業名	開催日時	対 象	回 数	参加者数	開 催 所
1	よみきかせ くろうさぎ 読み聞かせ会	第3土曜日 10:00～12:00	未就学児と その親族	—	—	図書室
2	文化振興係との健康マージャン講座	2/24(土)～3/17(土)	市民	4 回	—	市民会館ロビー
3	介護長寿課との認知症サポーター 養成講座	9/13(月)～2/21(月)	市民	4 回	—	研修室(1)
4	男女共同参画支援センターふくふくとの 大人にも知ってほしい思春期の性の話	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
5	琉大工学部との工作講座 折り紙建築～首里城～	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
6	健康増進課との親子食育講座	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				

中央公民館主催講座 (成人対象講座)

大人のクレイクラフト

講師：川満史子氏



◆実施日	3月6日・13日・4月3日・10日・17日 各土曜日 全5回
◆時間	14：00～16：00
◆場所	研修室（2）
◆講師	川満史子
◆受講者数	11名

作りだすと、止まらない！
大人の粘土細工で夢中になれる自分時間♪



～受講生の声～

- ・結構大変ですが、回数を重ねるごとに少しずつ出来るようになってきました。（70代女性）
- ・はじめての経験でとても楽しかったです。時間がたりないです。先生にとっても優しく教えてもらい本当にありがとうございました。（60代女性）
- ・大変楽しくやることができました。また何か受けてみたいです。（60代女性）



花びら一枚一枚、
葉っぱ、蕾まで、
とても細かい作業
に苦戦しながらも
コツコツと作って
いきます。



粘土の感触や、
好みの色に変えて
いく変化も楽しみ
ながら、集中して
作業が進みます♪

～受講生の作品♡所々に造花を交えてパワーアップ！素敵な作品が完成していました～



クッキング講座 おうちで味わう台湾気分！

自宅でも台湾の家庭料理を楽しんでいただけるように
台湾の食文化と共に学びました！

講師 陳 愛玲氏

◆実施日	5月12日（水曜日） 5月19日（中止）
◆時間	11：00～14：00
◆場所	調理室
◆講師	陳 愛玲（チン アイリン）
◆受講者数	12 名



台湾ちまきの具材は大きめにカット



～笹におこわを入れて三角に包みます～



～出来上がった台湾ちまきとねぎ油、タピオカドリンクはお家へお土産～

～受講中の受講生の声～（2回目が中止になったのでアンケートありません）

- ・コロナが終息したらまた台湾旅行に行きたい。
- ・台湾ちまきを一品持ち寄り会に持っていきたい。
- ・初めての料理でとてもよかった。
- ・タピオカを湯がくのに時間がかかった。
- ・他の台湾料理作りたい(食べたい)

コロナ感染防止対策として、これまで20名定員で行っていた料理講座を今回は12名とし開催！

・常時換気、マスク・手袋着用や体温チェック、体調チェック、出来上がった料理も日持ちしない食事は、早めに食す約束で自宅にお土産として持ち帰りました。

5月19日に予定していた2回目の講座は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、延期するも、緊急事態宣言期間延長の為、8月23日に中止決定しました。（2回目材料費は返金で対応）

心に消えないお守りを♡ 絵本タッチ講座

講師：定岡 みどり 氏



◆実施日	7月19日 月曜日
◆時間	10:00～12:00
◆場所	児童室
◆講師	GreenANGEL 定岡みどり
◆受講者数	親子5組



緊急事態宣言により、日程を変更し2回開催を1回の開催として行いました！

～受講生の声～

- ・読み聞かせの時、少し感動して涙が出ました。上の子（2歳）にも実践します。
- ・素敵な絵と、キレイな文章の絵本に出合えて良かったです。先生も癒し系の方で自分も大切にしながら、子育てしていきたいと思いました。
- ・第1子である為、日々の育児に必死で、子のお世話に集中しすぎて子への声かけがおろそかになってしまったことが悩みの一つでした。今日の講座を受け、声掛けのヒントとなったので良かったです。
- ・マディテーションタッチの絵本を知っていて、ずっと学びたかったのでありがとうございました。5才のお姉ちゃんに叱ってばかりなので、ほめていく事を今日から始めてみます。
- ・家族も周りも自分も大切にしたいと思いました。育児相談の時間もとてもタメになりました。



相手（子）を一人の人間として尊重してあげることが大事。

とマッサージをする時の大切な心得として伝えられていました。「マッサージしてもいい？」と確認をしてあげ、嫌がるときや動くときなどは、しなくてもいい。

言葉をなげかけながら語りかける（聞く）ことで“NOと言ってもいいよ”

“自分の意思を伝えていい”ということを伝えられる。ベビーマッサージには触れ合うだけではない、育児を助けてくれる手段であり子の成長に大切な要素が沢山詰まっていることが分かった。

触れることができるうちに、沢山触れてあげてほしいと伝えられていました♡



子育て応援！ あなたの為のほめ愛アップ講座

講師：てるや ともこ 氏（ほめ愛®自尊感アップマスタートレーナー）

◆実施日	9月13日（月曜日）1回講座
◆時間	10：00～12：00
◆場所	オンライン配信 研修室(1)
◆講師	ティエラクリエイト てるや ともこ
◆受講者数	9名

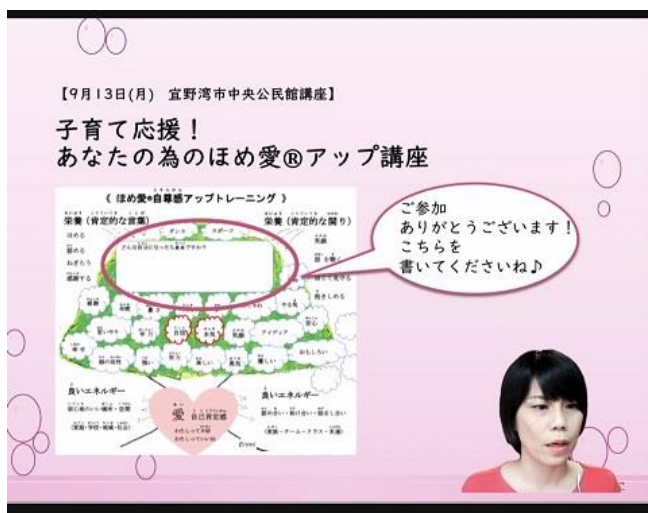


緊急事態宣言により、2回の延期を経てオンライン開催に変更して行いました！

～受講生の声～

- ・ワークショップもあり複数の方との意見交換もできて、刺激的でした。コロナの中でしたが、開催していただきありがとうございました！
- ・グループミーティングなどがあり緊張してましたが、ほのぼのとした感じで楽しく参加ができました。自己肯定感を高める、楽しみながら家族や周りの人と関わっていききたいなとおもいました。
- ・楽しかった、自分でも実践できそうだった
- ・自分を褒めることで、自己肯定感を上がり、周りにもシャワーを浴びせることができ、みんな HAPPY になることがわかった。また、グループワークでやりとりする中で、自分自身の振り返りもでき心地よかったです。褒め愛で自分や家族が人生楽しめるようになりたい。貴重なお話ありがとうございました。
- ・子育てする上でも、今後の自分の為にも参考になりました。

オンライン画面の様子。
皆さんリラックスして、
真剣にワークへ取り組ま
れていました。



子どもにも大人にも、だれにとっても大切なもの。
心の土台となるものは「自己肯定感」
その自己肯定感とは、どういうものなのか？
低いとどうなる？高いとどうなる？
どうすれば育むことができるのか？のポイントを
学びながらグループに分かれて実践と体感（ワーク）
を行いました。
最近のよかったことや、自分のいいところを考える時間
があり、自分を見つめ直す機会にもなりました。

グループワークが進むにつれ、皆さんの表情が柔らかく
なっていくのが分かり、オンラインでしたが場の空気が
温くなるような感覚を感じることができました。

介護長寿課・中央公民館連携講座

第1回 認知症サポーター養成講座

オンライン

◆実施日	9月13日 月曜日
◆時間	15:00～16:30
◆場所	本庁 2階 審査会室から
◆講師	介護長寿課 上地 誠之
◆受講者数	5名



講師：上地 誠之 氏



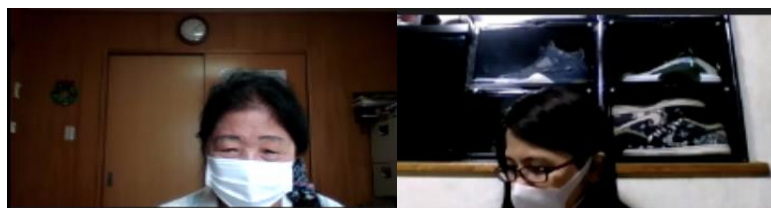
受講生の表情を見ながら
コミュニケーションもとれました。



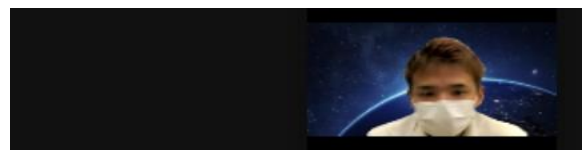
講座開講の挨拶
国頭係長



司会進行：吉村氏(左)
講師：上地氏



オンライン講座、初挑戦のお2人
これを機会に、他の ZOOM 講座にも挑戦したいと思います。



認知症によるもの忘れと、 加齢によるもの忘れの違い

認知症によるもの忘れ	加齢によるもの忘れ
・体験全体を忘れる ・新しい出来事を記憶できない ・ヒントを与えられても思い出せない ・時間や場所などの見当がつかない ・もの忘れに対して自覚がない	・体験の一部分を忘れる ・ヒントを与えられると思い出せる ・時間や場所など見当がつく ・もの忘れに対して自覚がある

緊急事態宣言により、ZOOM でのオンライン講座に変更し開催しました！

受講生からの見た目！
こんな感じ

～受講生の声～

- ・認知症の方との接し方や言葉かけなどが学ぶことができたので、身近に認知症の方がいたら活用していきたいと思いました。
- ・中央公民館講座、初めて参加しました。認知症サポーター養成講座、何度か延期され、今回オンライン講座で開催してくださり待ちに待った講座でした。前から気になっていた認知症、親戚にも患った者がおり、接し方参考になりました。
- ・認知症についての知識は少しはあったが、今回の講座に参加して、認知症について深く学ぶことができました。認知症の方との言葉かけや接し方が学べたので、活用していきたいです。
- ・自治会事業に携わっているいろいろな方が訪ねてきます。老若男女個性あふれる区民の方々ですが皆が健康的ではなく基礎疾患を抱えている方、直近多く感じる認知症を発症している方、今日の講座で学んだことを実践に繋げて安心して暮らせる自治会を築いていきたいです。

介護長寿課・中央公民館連携講座
第2回 認知症サポーター養成講座

◆実施日	10月18日 月曜日
◆時間	15:00～16:30
◆場所	研修室(1)
◆講師	与那城 美幸 國吉 由紀乃
◆受講者数	9名

今回は対面での開催ができました！
認知症を正しく理解する為の座学を講師の経験談も
交えながら、聞くことができました！



講師：居宅介護支援センター幸笑
主任ケアマネージャー与那城 美幸 氏

講師：宜野湾市地域包括支援センターふてんま
認知症地域支援推進員 國吉 由紀乃 氏



～受講生の声～

- ・介護職として認知症の方のサポートをしています、今回の講座を通してこれからの介護のやり方の参考になったので受講して良かったです。(20代)
- ・講座を受講して、身近で見てきた認知症の方々の行動を理解する事ができました。
これから高齢者の多くなる時代、少しでもサポートや知識が参考になればと思っています。(40代)
- ・接し方が知りたかったので、分かってよかった。(40代)
- ・認知症の人との接し方を実際に行動、対応するのは難しい事もあると思いますが知識として知っておいて良かったです。(50代)
- ・自分にならないように気をつけています。説明される方の喋り方・滑舌がしっかりしていて聞きやすかったです。(70代)
- ・仕事で認知症の方と接する機会があり、今後の接し方など色々と勉強になりました。(30代)
- ・母の介護(世話)を兄弟で行っていますが、デイサービスの利用も活用しながら生活しています。
実際、この受講してみてパンフレットやスライドを見て、再認識、再確認できて良かったです。介護、世話をする側も心身ともに健康でなければ、良いサポートは出来ないと感じています。
地域の支援も心強いです。(50代)

羊毛フェルトで作る クリスマスオーナメント

講師…伊良波 晶穂氏



◆実施日	10月9日・16日・23日 11月6日・13日 土曜日 全5回
◆時間	10:00~12:00
◆場所	研修室(1)
◆講師	han+nari 伊良波 晶穂
◆受講者数	8名

ものづくりの楽しさ、久しぶりに無心になれました♪
受講生の感想は別紙にて



同じものを作っているけど、大きさや顔に個性が出て本当にオンリーワン!!!
皆さん愛着が湧く♪と大満足(^^)／



★ふわふわした羊毛フェルトを丸めてフェルトボールを作る事からスタート!

はじめは難しくニードル(羊毛用の針)で指をさす方が続出。形になるか心配の声もでしたが、次第に形になっていく様子は感激しました。



夢中になって夜なべをして作品を仕上げた方も
受講生全員がとっても素敵な作品を作ることができました♪



目からウロコ！簡単税金講座

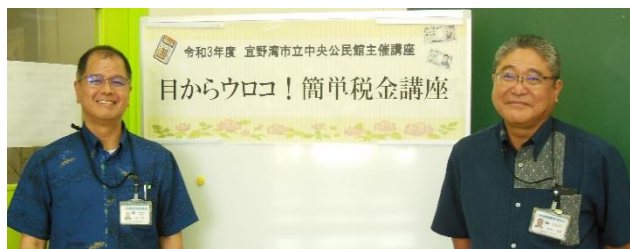
講師…福本 司氏
助手…平良 拓真氏



講師…田島 めぐみ氏



◆実施日	10月25日・11月1日・8日 各月曜日 全3回
◆時間	10：00～12：00
◆場所	研修室（2）
◆講師	宜野湾市役所税務課市民税係福本司係長 沖縄税務署副所長伊佐博司・護得久朝康 ファイナンシャルプランナー田島恵美
◆受講者数	10名



講師：沖縄税務署の左から伊佐 博司 氏、護得久 朝康 氏

今回は別の組織との連携講座として、宜野湾市役所税務課市民税係・沖縄税務署やファイナンシャルプランナーの方々と連携した講座を企画しました。税金といってもその内容は多岐に渡るため、今回はそれぞれの専門分野の講師をお迎えして、市・県民税と医療費や所得税等の控除、社会保障と家計等について分かりやすく説明して頂きました。



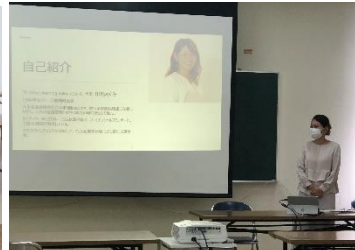
開講式で講師の紹介をするスタッフ



講師の話に熱心にメモを取る受講生の皆さん



受講生の皆さんそれぞれで持っている悩みについても質問



受講生の質問に丁寧に答える講師

～受講生の声～

◎1日目

- ・分かりやすかったのですが、深くてもっと聞きたかったです。共働きの場合、所得税控除や医療費控除をどちらでやった方良いか見直す必要性を感じました。（30代）
- ・資料もあり今後活用しながら、わからない場合は市役所・税務課に問い合わせたいと思いました。（50代）
- ・収入や所得について違いがわかりませんでした、よくわかりました。（40代）
- ・一方的過ぎた。時間内に説明する制約があるなら、ポイントを絞って説明した方が良かったと思います。または時間を増やすとか…

◎2日目

- ・内容が重なっている部分もあったので、少しもったいなかったです。相続税については初めて触れることができました。（30代）
- ・税務署はなかなか身近ではないと思っていましたが、節税のために今後相談などで気軽に利用させて頂きたいです。（50代）
- ・相続税や医療控除について知ることができました。（40代）

◎3日目

- ・投資についても知識を得ることができたので良かったです。（30代）
- ・イラスト・数字・ホワイトボードを活用してとても分かりやすくてたくさんの情報を教えていただき、お金や節税について楽しく学べ、すごく興味が深まりました。『無知はリスク』って言葉、心から同調します。有難う御座いました。（50代）
- ・いろいろな金融商品について情報を知ることが大事だと思いました。（40代）

◎全日程について

- ・3回ではまだまだ分からない部分が多く物足りない気もしましたが、主人や大学生の息子と話し合う機会ができ、とても良かったです。（40代）

働き盛りの疲れにくい カラダづくり



講師：仲松 智美 氏

◆実施日	11月6日・13日・20日・27日 (各土曜日) 全4回
◆時間	10:00～11:30
◆場所	集会場・市役所前多目的会議室
◆講師	仲松 智美
◆受講者数	11名

毎日の家事、育児、仕事の疲れをため込まない
カラダを目指して！！体幹トレーニングを中心と
した運動を行いました。



～受講生の声～

- ・とても良い運動ができました。体を伸ばしたり、悪いところを改善するためのコツを教えてくださいました。運動するポジションをチェックしてもらえて良かったです。(40代)
- ・呼吸を意識して生活するようになり疲れが感じにくくなっています。理論的なセミナーでとても良かったです。質の良い運動を心がけていきます。(50代)
- ・「疲れが取れない」と感じていたので、この講座名にひかれて受講しました。きつい運動もありましたが、先生が何歳からでもトレーニングを始められるとおっしゃっていたので希望を持ってました。自分でも続けてみます。(40代)



★1人1人の動き癖をチェックし正しい位置を
確認しながら身体を動かします。

ただカラダを動かすだけではなく、頭をフル回転させながらすることで、考えている通りに動くことの難しさを実感。正しい位置が分かったカラダが楽になるのを感じていました。運動は**運を動かすこと**と最後に素敵な言葉で締めくくって下さいました!(^_^)!



ふるさと再発見③ 首里城の創建者・ 初代琉球王察度

◆実施日	11月8日・15日・22日・29日 各月曜日 全4回
◆時間	10:00～12:00
◆場所	展示室及び博物館
◆講師	下地 昭榮
◆受講者数	15名



講師：下地
昭榮
氏

宜野湾市教育委員会文化課や浦添市教育委員会・一般財団法人沖縄美ら島財団首里城公園管理センター・沖縄県埋蔵文化センター等の最新の発掘調査の出土品や収蔵された文献を基にして、宜野湾市に生れた察度王の生誕700年を機に改めてその足跡や功績を学ぶことで『首里城の創建者・初代琉球王察度』の真実に迫ります。



察度王について熱っぽく
語る下地先生



初代琉球王である察度王について解りやすい解説に熱心に耳
を傾ける受講生の皆さん



下地先生が手作りのパネルを
使ってわかりやすく説明



受講生の皆さんが自己紹介するとともに、
なぜ講座に参加したのかを1人々発表する
ことで受講生同士の事を理解しコミュニケ
ーションが取れるように図りました。



最終日はあいにくの雨模様で博物館
の一室を借りての座学で終了

～受講生の声～

- ・資料が豊富でお話も下地先生の創意工夫の満ちた教材が興味深く解りやすくて良かったです。(60代)
- ・地元のヒーローのことが勉強できて嬉しく思います。下地先生に深く感謝致します。(60代)
- ・とても温かい人懐っこい講師の察度王に対する思いが良く伝わってきました。(60代)
- ・今後もお体を大事にご活躍を祈っています。(60代)

介護長寿課・中央公民館連携講座
第3回 認知症サポーター養成講座

講座を行うごとにサポーターが増えています。

身近で気になる人がいればさりげなく見守り困っている人がいれば手助けできる素敵な町じの～ん！目指します。

講師の話に熱心に聞き入る受講生の皆さん

◆実施日	11月15日 月曜日
◆時間	15:00～16:30
◆場所	研修室(1)
◆講師	伊禮 典恵 宇榮原 孝子
◆受講者数	10名



講師: 宇榮原 孝子 氏



講師: 伊禮 典恵 氏



～受講生の声～

- ・実際に介護を経験された方、また当事者のお話が大変参考になりました。(30代 女性)
- ・認知症になった方の心はどんな事を考えているかなど、知りたい、難しいとは思いますが、義母が認知症になり子供達を忘れた中、私の名前だけは覚えていて、実子の名前、顔は分からない状況で、私は何か変な気持ちになりました。
義母は子供のようにふるまい、周りには迷惑をかけないで去りました。(40代 女性)
- ・初めて認知症講座とても勉強になりありがたい話が聞けてとてもためになりました。
又、もう1回認知症第2の講座があれば、又、参加したいです。
中央公民館さんも色々な講座があればとてもうれしいです。宇榮原さんのお話とてもありがたかったです。感謝(40代 女性)
- ・パワーポイントの資料の字がつぶれており少し見にくいです。資料をいただいたので読み返し勉強できるので安心です。(40代 女性)
- ・宇榮原先生の体験談等よかったです。(50代 女性)
- ・とても学びがありました。直接受けられたのが良い。(60代 男性)
- ・夫婦の会話、家族とのかかわり方、友達とのあり方など、大事だと改めて考えさせられました。
認知症は、まだ主人の親、私の親にはいませんが遺伝もありうるのですか？(60代 女性)
- ・これから親(母)の介護に役立つことでしょうか。(60代 女性)
- ・認知症を認める事それを伝える事が難しいのではないかな？手助けする身が不安になる。(70代 女性)
- ・大変勉強になりました。(70代 女性)



蜜ろうラップづくり ～ミツバチ教室 SDGs とは？～

◆実施日	12月8日・15日 各月曜日 全2回
◆時間	10:00～12:00
◆場所	展示室
◆講師	新垣 伝・晴子（新垣養蜂園）
◆受講者数	7名

講師…新垣 伝氏



助手…新垣 晴子氏

身近なミツバチを通して自分たちに出来るSDGs（持続可能な開発目標）について説明して頂きました。自分たちの生活にミツバチがどれだけ関わっているかを思い知らされました。蜜ろうとは何なのかを説明した後の蜜ろうラップづくりは皆さんが和気あいあいと楽しそうに取り組んでいました。

～受講生の声～

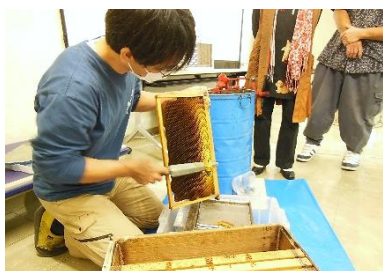
- ・蜜ろうラップづくりにはとても興味があり一度挑戦したいと思い、ネットで検索したところ値段が高く断念しましたが、公民館講座を見つけ、即申込みしました。女王蜂のこと等知らなかったのですが、詳しく知ることができました。(40代)
- ・一匹のハチの一生でティースプーン一杯分のハチミツしか集めないとのことなので、苦勞して集めたハチミツはありがたく食したいと思います。(60代)
- ・分かりやすい説明でとても優しい先生で良かったです。(70代)



私たちの生活にミツバチがどれだけ関わりを持っているかを分かりやすく説明する。



持つてきていただいた巣箱を観察する受講生



★巣箱の蜜ろうを削ぎ落して、特殊な道具を用いてハチミツを絞る、



搾りたてのハチミツといろいろな花のハチミツを食べ比べてみる。



★生地に蜜ろうのツブをまぶしてアイロンをあてて溶かし、それを何回かくり返して蜜ろうラップつくる。



スマホでLINE



講師：てるや ともこ 氏

◆実施日	12月10日(金)・13日(月)・17日(金)・20日(月) 全4回
◆時間	10:00～12:00
◆場所	研修室(1)
◆講師	てるや ともこ (ティエラクリエイト)
◆受講者数	10名

今や連絡手段として欠かせないLINE。
シニア向けに安全な使い方、楽しみ方を学びました♪



～ 受講生の声 ～

- ・とても丁寧で初心者にとって、とても分かりやすかったです。これを機にスマホがもっと身近になるようにしたいです。(70代)
- ・ラインに沢山の種類や機能があるとは思わなかったです。まだ分からない事がいっぱいあり頭がおいつかない状態です。
- ・初の受講でしたが少人数でよかったです。私より年配の方が多かったが、1人1人に気を使っていたいただいて楽しく受講する事ができました。(60代)
- ・個々のレベルに合わせて教えていただいたので大変良かったです。ラインの勉強をして、もっと知りたいと思いました。楽しかったです。(60代)



沢山学びました！

～ 講座内容 ～

- ★友達の追加、交換方法
- ☆トーク、名前の変更
- ★グループ設定とトーク
- ☆無料ビデオ通話実践
- ★写真の送信と保存
- ☆ラインスタンプの活用
- ★アルバム作成
- ☆画像の編集

実際に受講生同士でLINEを交換したり、グループを作成したり実践しながら進めて行きました♪



介護長寿課・中央公民館連携講座
第4回 認知症サポーター養成講座
 ハイブリッド講座（オンライン・対面）

◆実施日	2月21日 月曜日
◆時間	15:00～16:30
◆場所	研修室（1）
◆講師	吉村 寿香子
◆受講者数	13名

初！ハイブリッド講座でした。



講師：介護長寿課
 吉村 寿香子 氏



～受講生の声～

- ・現在、父親が認知症で自宅介護をしています。認知症後期です。自宅での限界を感じて、施設を探していますが“歩き回る”ことを理由になかなか受け入れてもらえず…こんな状況で、光が見える解決策をアドバイスが欲しいです。わかりやすい内容で良かったです。もっと早く受講したかったです。
- ・ご丁寧に説明してくださり有難うございました。また頂いた資料を読み返して今後に役立てていきます。このような機会を設けて頂き、有難うございました。
- ・ズームでの講座、有難うございました。ご近所が高齢の方ばかりなので何か出来ることがあればと思い受講させて頂きました。市内の小中学校での出前講座などをやって子ども達も認知症についての知識が増えれば良いなと思いました。
- ・声掛け例文集等があれば声かけしやすいと思いました。認知症の症状が出ている方が知り合いや身内だとショックが大きく、病気であることや本人も混乱していることが分かっている、私自身が拒絶・混乱してしまい言葉が出ず、適切な対応が取れなくなってしまうと思いますし、私も実際そうでした。初めは例文などを使って対応し、慣れてきたら自分で考えて臨機応変に対応できるようになるといいとお人間的には思います。講師の吉村さん、その他関係者の皆さん、お忙しい中どうもありがとうございます。

じの〜ん初! 初心者のための 健康マージャン教室

◆実施日	2月24日・3月3日・10日・17日 各土曜日 全4回
◆時間	19:00~21:00
◆場所	市民会館ロビー
◆講師	沖縄県健康マージャン連盟
◆受講者数	17名



沖縄県
健康マージャン連盟
副会長 前花正樹

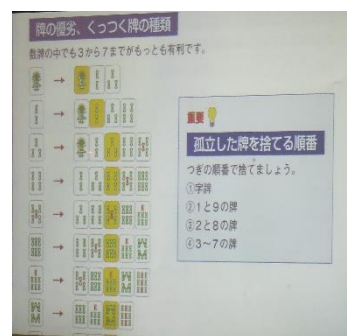


講師: 深川伸浩



講師: 前花愛

宜野湾市での初めての『健康マージャン教室』でしたが、講師の沖縄県マージャン連盟の方や受講生の皆さんの協力もあり、和気あいあいとした雰囲気の中で講座が進み、ゲームを通して『健康マージャン』の目的の一つである人と人が触れ合い、コミュニケーションが上手くとれた講座になりました。



牌の種類に始まり、役の集め方・ツモ・ロンの仕方などマージャンの基本から学びました。



ゲームの基本を学んだあと、4枚マージャン・7枚マージャン・13枚マージャンとゲームの進め方を分かりやすく教えてもらいました。そして講座の最後には感染対策の為に使った牌をみんなで消毒して終了。



講座の風景。皆さんが楽しそうに和気あいあいとコミュニケーションを取っているのがわかります

今年の10月に沖縄で開催される国民文化祭『ちゅらしま沖縄文化祭 2022』で宜野湾市が会場となる『健康マージャン』について市民に広く知ってもらうために開催した「健康マージャン教室」で、20名の定員に対して24名のお申し込みがありました。新型コロナウイルス感染防止対策の為に、講座の回数が6回から4回になり、受講生も24名が17名となりました。しかしながら感染対策を徹底した講座が始まると参加者の皆さんの協力もあり、スムーズに進めることができました。また講師の先生方も分かりやすく丁寧な説明で初心者の受講生も最終的には13枚マージャンが出来るようになり、今後もマージャンを続けたいという意見が多く見られました。

実演！食品添加物実験と 無添加クッキング



講師：知念 徳子 氏 助手：田場 リサ子 氏 右
助手：岳原 ひとみ 氏 左



座学・添加物実験・無添加の食材での
クッキング。

◆実施日	3月5日・12日 土曜日全2回
◆日時	13時-16時
◆場所	調理室
◆講師	Joint Hearts ヶ ヨハーツ 知念 徳子
◆受講者	5日 9名 12日 9名



↑ 食品添加物実験 ↓ 無添加の食材で作った料理の試食。



～ 受講生の声 ～

- ・今回の講座で知らないことが学べて良かった。また、実演講座で使用している物も、良い悪いが分かり学べて良かった。講座で分かったことを生かして活きたい。(40代)
- ・TOCOO 先生による離乳食講座希望です。今回の講座、とても学びが多かったです。参加費が安かったのに内容が充実し良かったです。ありがとうございます。(30代)
- ・とても価値のある講座でした。参加して良かったです。周りの人にも伝えたいです。(30代)
- ・中身の濃い講座を受けることができてとても良かったです。ありがとうございます。日頃の調味料、口に入れる物に気を付けて、日々の生活を楽しまたいと思います。素晴らしい知識を惜しげもなく教えてください、ありがとうございました。(30代)
- ・私の知らないことが沢山知れて良かったです。もっと調味料の話を聞きたいです。(30代)
- ・2週に掛けて受講させてもらい、とても内容の濃い話がきけました。ありがとうございました。(40代)
- ・今日は添加物実験を実際に見て、こんなにも多くの添加物が入ると知り驚きました。ジェラート作りも見れたので、自宅でも作ってみようと思います。(30代)
- ・チキン南蛮のタルタルソースの豆腐&ジャガイモも両方美味しかったです。絶対おうちで作りたと思います。今、妊活中なので体作りを本気で頑張りたいと思えました。(30代)
- ・本日は多数の応募の中から受講出来、大変感謝致します。本当にありがとうございます。オミクロンで講座が中止になると心配でしたが無事に行えて重ねて感謝です。こんなにも低価格で受講でき、お食事も大変美味しく頂きました。とっこ先生とは知り合いなのですがとてもファンで尊敬しています。低価格での講習で係の方も、とても親切でいいでした。ただ、とっこ先生のスタッフの方が後半質疑応答の際、側で片付けをしていたので音がガチャガチャと鳴っていたので出来れば片付け等は講座後が良いのかと。(40代)

実演！食品添加物実験と無添加クッキング

中央公民館主催講座
(親子・キッズ・ジュニア対象講座)

みんなが知れば必ず変わる！【ミツバチ教室～SDGsとは？～】



◆実施日	7月24日（土）
◆時間	10：00～12：00
◆場所	展示室
◆講師	新垣 伝（つと）新垣養蜂園副代表
◆受講者数	13名 小学4年生～6年生

講師：新垣 伝（つと）ご夫妻

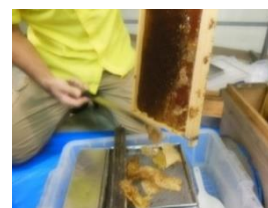
お申込みが15名おりましたが、コロナの影響か2名が不参加でした。受講を希望する保護者も後方で一緒に参加。



↑前半では保護者と一緒にSDGsについて学んで、質問に答える



←ガラス張りのミツバチの巣箱



蜜蝋の蓋をはがして絞り機へ



↑ミツバチの大切さについて学ぶ



↑実際にガラス張りの巣箱をみてミツバチの動きを観察する



↑蜜蝋の蓋をはがすとハチミツが



↑自分の手でドラムを廻してはちみつを絞る



↑自分の手で収穫したはちみつを覗く



↑自分たちの手で絞ったハチミツを味わってみる



↑新垣養蜂園さんのご厚意で持ってきた他のハチミツと食べ比べ



受講生の声

- ・ミツバチやSDGsについて知ることができ、地球環境についても知ることが出来て良かった。（4年生）
- ・ミツバチは人間にとって大切な生き物であり、SDGsにとっても大切な存在だということを知った。（5年生）
- ・ハチを育てるといいことばかりだと分かった。危険なハチもいるので注意するようにしたいと思った。（5年生）
- ・食べ物とミツバチがこんなに関係していることを知らず、ミツバチがいなくなると食べ物が少なくなることが分かり驚いた。また、3種類のハチミツを食べ比べして全然違う味だったのでびっくりして、花の違いが関係しているのかと思った。（6年生）
- ・ハチは一生で集められる蜜の量がティースプーン1杯分という事がわかった。（6年生）
- ・今までSDGsって聞いたことはあったが、意味がわからなかった。今日で持続可能な開発目標であるということがわかった。（6年生）

◆実施日	7月25日（日）
◆時間	10：00～12：00
◆場所	集会場
◆講師	FPoffice 田島 めぐみ
◆受講者数	親子 16 組



キャッシュレスで おでかけ体験



助手：左から浦崎恭子 氏、平良 美樹 氏/講師：田島 めぐみ氏

～受講生の声（児童編）～

- ・電子マネーが分からなかったもので、よく分かりました。そしてお金は「感謝の気持ち」だということがよく分かりました。（小4）
- ・買いものの体験が楽しかった（複数回答）
- ・電子マネーはお金をつかいすぎてしまうことがあると知ったので、使う時は気をつけたいです。（小6）
- ・プリペイドカードってこんなに便利なんだということが分かった。（小1）
- ・キャッシュレスがこわい。なぜならお金が何円あるか分からないからです。（小2）

～受講生の声（保護者編）～

- ・子どものお金の使い方も分かり、話し合うきっかけができました。
- ・疑似体験ができ、電子マネーの話が聞けてよかったです。
- ・子供の体験を客観的に見る事で、子供がお金に対する価値観を知ることができたのでよかったです。
- ・子どもと一緒に楽しく学びました。一度実際にキャッシュレス体験をさせてみようと思います。
- ・キャッシュレスの時代になり、お金の重さ価値を感じる事が少なくなり、子どもよく「これ高い？安い？」と聞きます。今日の講座で少しでもお金の価値を理解してくれたかなと思います。



現金 200 円と電子マネー 200 円分を持ち、おでかけ疑似体験！
目的地までバスで行く？歩く？
喉が乾いた！水筒を飲む？ジュース買う？
お友達の財布がなくなった！どうする？等
お出かけ先で色々なことがあり、現金で使うか？
電子マネーを使うか？を選択しながら実際に使い方を考えながら
体感しました。



最後はいつもお仕事
頑張っている
お母さん、
お父さんに
「感謝の気持ち」を
♡の折り紙に書き
プレゼントしました♪



親子 ランプシェード作り

◆実施日	8月1日（日）
◆時間	10：00～12：00
◆場所	集会場
◆講師	アトリエゆう 毛呂祐子
◆受講者数	親子 15 組



講師：毛呂祐子 氏、毛呂功 氏

2019年（令和元年）10月31日に未明に発生した首里城の火災。現在、早期復元に向け取り組んでいるところですが、首里城の焼け残った破損瓦を首里城の思い出として活用することで首里城への「思い」を子供たちへ共有し形として残していくことを目的として、首里城破損瓦を活用した講座を実施しました！

～受講生の声（児童編）～

- ・瓦をくっつけるのが難しかったけど、楽しかったです。（小1）
- ・こんなにすごいのができると思わなかったです。大成功です！（小3）
- ・グルーガンでやけどしないように頑張った。工夫してくっつけられたのが楽しかった。（小1）
- ・自分のオリジナルランプが作れたのでとても楽しかったです。しかも首里城の瓦を使ってランプを作るのでとてもすごい体験ができたと思います。（小3）
- ・グルーガンはすぐに固まるので最初は失敗していましたが、先生の指示に従うと大成功しました。（小3）

～受講生の声（保護者編）～

- ・娘との楽しい思い出になりました！途中こわれてしまい、くじけそうになっていましたが、工夫して頑張る姿が見られよかったです。ありがとうございました。
- ・はじめて使うグルーガンに二人で悪戦苦闘しつつも、できあがりはじめると感動してきました。子供も「あれがいんじゃない」「これがいんじゃない」とアイデアをだしてくれて嬉しかったです。
- ・子どもとああだこうだ言いながら楽しく作ることができました。作品の出来に大満足で何度もながめていました。

作業に入る前に首里城の事に触れ、何故首里城の瓦を使用するのかを説明していただきました。



数種類のランプから1人1人好きなものを選びました♪



子ども達の個性溢れる作品ができあがりました♪



【令和3年度 夏休み親子・キッズ・ジュニア講座】

※新型コロナウイルス感染防止の為、下記の6講座はすべて中止

分類	講座名	回数	開催 予定月	詳細	講師	申込者数	当選者数
低学年	1 食育講座 ～おやつのとりに 方について学 ぼう～	1	8	普段口に入っているお菓子や飲み物の 着色料・糖分について知ること、体 に良いおやつのとりに方について学び ましょう。	沖縄県消費 生活セン ター	12組	中止
全学年	2 介護長寿課連携 認知症キッズ サポーター講 座	2	7	おじいちゃんやおばあちゃんの為に 『認知症』について学んで、その支え 方を教えてもらってキッズサポーター になろう。	沖縄県認知 症キャラバ ン・メイト	15組	中止
高学年	1 宿題お助け隊 『書道』	1	8	書くコツを教えてもらい課題に挑戦し てみよう！	書道サーク ルみやらび	39名	中止
	2 宿題お助け隊 『絵画』	1	8	アドバイスをしてもらいながらきれい に仕上げていくよ！	書道サーク ルほおずき	31名	中止
	3 折り紙建築 ～首里城～	1	8	ケント紙を使い、沖縄の宝「首里城」 を再現！飛び出す絵本のような仕上 りになるよ♪	琉球大学工 学部技術部	64名	中止
ジュニア	1 プロジェクショ ンマッピング	1	8	プロジェクションマッピングってなに？ という君へビデオマッピングソフトを 使って自分だけの映像を作ってみよ う！誕生日や卒業式の動画やユー チューブ動画作成にも活用できるよ。	儀間博成 (ONE AC TION)	8名	中止

社会教育学級

上大謝名区自治会 (女性学級)	回	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数
	1	11/9(火)	14:00～16:00	ニュースポーツ教室	山城 廣司	15名
	2	11/30(火)	19:00～21:00	着付教室	仲間 スエ	14名
	3	12/28(火)	14:00～16:00	生け花教室	謝花 一子	18名



****受講者の感想** (生け花教室)**

家では、度々しているのですがやはり先生に教わると、ぜんぜん違いが分かります。一年に一度は、教室があるといいと思います。(66歳 女性)



回	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数	愛知区自治会 (女性学級)
1	11/17(水)	18:00～20:00	クラフト教室	富川 朝美	10名	
2	12/15(水)	18:00～20:00	ハーブのある暮らし	比嘉美佐子	15名	

****受講者の感想** (クラフト教室)**

去年より上手になり、今回はとても良くできていて、これから復習しもっと上手に作りたい。継続することが、上手になると思います。今後も続けてほしいです。(60歳 女性)



大謝名区自治会 (女性学級)	回	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数
	1	11/7(日)	10:00～12:00	大謝名歴史文化遺産巡り	平敷 兼哉	6名
	2	11/20(土)	14:00～16:00	貼り絵教室	北野 サト子	9名
	3	12/11(土)	10:00～13:00	ヘルシーなおもてなし料理	前田 美恵子	10名

****受講者の感想** (大謝名歴史文化遺産巡り)**

大謝名に住んで長いのですが、地元の文化遺産を詳しく知る機会がなく今回、女性学級でその教室がある事を知り楽しみにしていました。宜野湾市立博物館からお招きしての講師が平敷館長でしたので、とても分かり易く昔の写真や今の大謝名の文化遺産の移り変わりを説明してくれて、とても勉強になりました。(66歳 女性)



野嵩3区自治会 (高齢者学級)	回	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数
	1	12/16(木)	14:00～16:00	小物作り教室	宮里 光子	14名
	2	12/23(木)	10:00～12:00	民舞教室	前田 ヨシ子	15名
	3	12/30(木)	14:00～16:00	生け花教室	比嘉 享子	9名



****受講者の感想** (民舞教室)**

民舞は、健康作りの為参加しました。覚えるのも大変ですが、頭の体操にもなり、とても楽しく皆さんと笑いも絶えず次も参加したいと思います。
(86歳 女性)



野嵩2区自治会 (高齢者学級)	回	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数
	1	3/9(水)	9:30～11:30	琉舞教室	知名すま子	14名
	2	3/10(木)	9:30～11:30	大正琴教室	大田 文子	13名
	3	3/16(水)	9:30～11:30	琉舞教室	知名すま子	11名

****受講者の感想** (大正琴教室)**

楽しく参加でき、おしゃべりも楽しかった。マスクをしているので先生の声が聞き取りにくかった。家に閉じこもっていたので、外に出て皆と楽しむことができた。(83歳 女性)



自治公民館連携事業

回	月日(曜日)	時 間	講座名	講師名	人数
1	7/12(月)	10:00～16:00	苗づくり	比嘉 奈津美	21 名
2	11/26(金)	9:00～15:00	寄せ植え	宮城 奈々子	43 名
3	11/29(月)	9:00～15:00	寄せ植え	宮城 奈々子	43 名
4	12/16(木)	10:00～12:00	健康体操	須賀 京子	19 名
5	12/23(木)	10:00～12:00	健康体操	須賀 京子	20 名

伊佐区 自治会



受講者の感想 (健康体操)

新型コロナウイルス感染症拡大で運動不足になっている。体操があつて本当に良かった。精神的にも癒されるから欠かさずに参加したい。
(60 歳 女性)



回	月日(曜日)	時 間	講座名	講師名	人数
1	11/29(月)	14:00～16:00	料理教室	大城 洋子	12 名
2	11/30(火)	14:00～16:00	ガーデニング教室	比嘉 享子	18 名
3	12/6(月)	14:00～16:00	沖縄スイーツ作り	新垣 トミ子	15 名
4	12/7(火)	14:00～16:00	家庭菜園教室	宮城 正光	12 名

野嵩3区 自治会

受講者の感想 (沖縄スイーツ作り)

アガラサーという沖縄スイーツを作りました。お菓子作りは分量を間違えると失敗するので分量を量るのもみんなで確認しながらやりました。蒸し終わるまでの時間とてもいい香りがして、出来上がったアガラサーをいただき、とても美味しかったです。(46 歳 女性)



回	月日(曜日)	時 間	講座名	講師名	人数
1	12/17(金)	10:00～12:00	絵手紙教室	澤岬 喜美子	15 名
2	12/18(土)	15:00～17:00	スマホ教室 ①	比嘉 司	19 名
3	12/23(木)	19:00～21:00	スマホ教室 ②	比嘉 司	9 名
4	2/23(水)	14:00～16:00	教育講演会	荻野 敦子	23 名

上大謝名 自治会



受講者の感想 (スマホ教室)

近年のスマホブームに乗り遅れないようにと思って始めました。知らない事が沢山あります。スマホ教室は私にとっては、助かります。参加して良かったです。ありがとうございました。次回も期待しております。
(79 歳 女性)



野嵩2区 自治会	月日(曜日)	時間	講座名	講師名	人数
	1	2/2(火)	14:00～16:00	寄せ植え教室	照屋 スミ子
	2	2/9(火)	15:00～17:00	寄せ植え教室	
	3	2/16(火)	14:00～16:00	小物づくり	宮城 節子
	4	2/22(月)	14:00～16:00	漬物作り	照屋 スミ子



****受講者の感想** (漬物作り)**

パパイヤの漬物講習をしました。思ったより美味しくできたので良かったです。楽しい1日を過ごすことができました。(76歳 女性)



自治会長・書記会連携講座
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止



企画事業

- ・ ―慰霊の日―パネル展

慰 霊 の 日 パ ネ ル 展

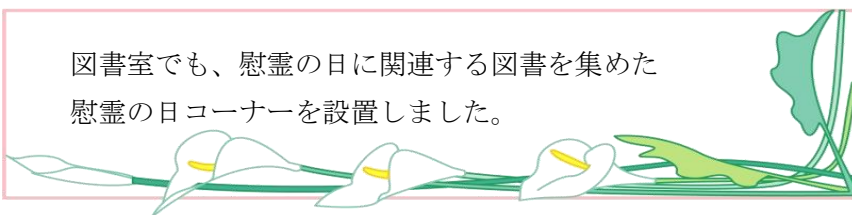
日 時：令和3年6月21日～9月3日

場 所：宜野湾市民会館2階 展示室前



宜野湾市立図書館や宜野湾市立博物館でも開催されている慰霊の日事業を紹介

図書室でも、慰霊の日に関連する図書を集めた
慰霊の日コーナーを設置しました。



連携事業

- ・『よみきかせ くろうさぎ』 読みきかせ&工作体験

よみきかせ くろうさぎ 読み聞かせ&工作体験



●令和3年度活動報告●

期 間	内 容
通年【毎月第3土曜日】	図書室絵本コーナーにて、読み聞かせ&工作体験を開催 →新型コロナウイルス感染拡大防止の為、よみきかせ中止。 工作体験に関しては工作グッズを図書室にて持ち帰り用として配布。
8/15(土)	夏休みに向けて「夏休みよみきかせまつり」を企画 →新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止

●令和3年度活動プログラム●

日 付	工 作 体 験 内 容
4/17	ガチャガチャとポンポンひよこづくり
5/15	ペーパークラフト「サンドウィッチづくり」
6/19	ピョンピョンカエルづくり
7/17	きんぎょクラフト
8/14	おばけしおりづくり
9/18	どうぶつ切り紙
10/16	ハロウィンコップづくり
11/20	クリスマスカードづくり
12/18	モールでつくる「ミニしめなわづくり」
1/15	クラフトテープでつくる「えとクラフト」
2/19	ひな人形カードづくり
3/19	「さくらの切り紙」づくり



令和 3 年度 中央公民館施設利用状況

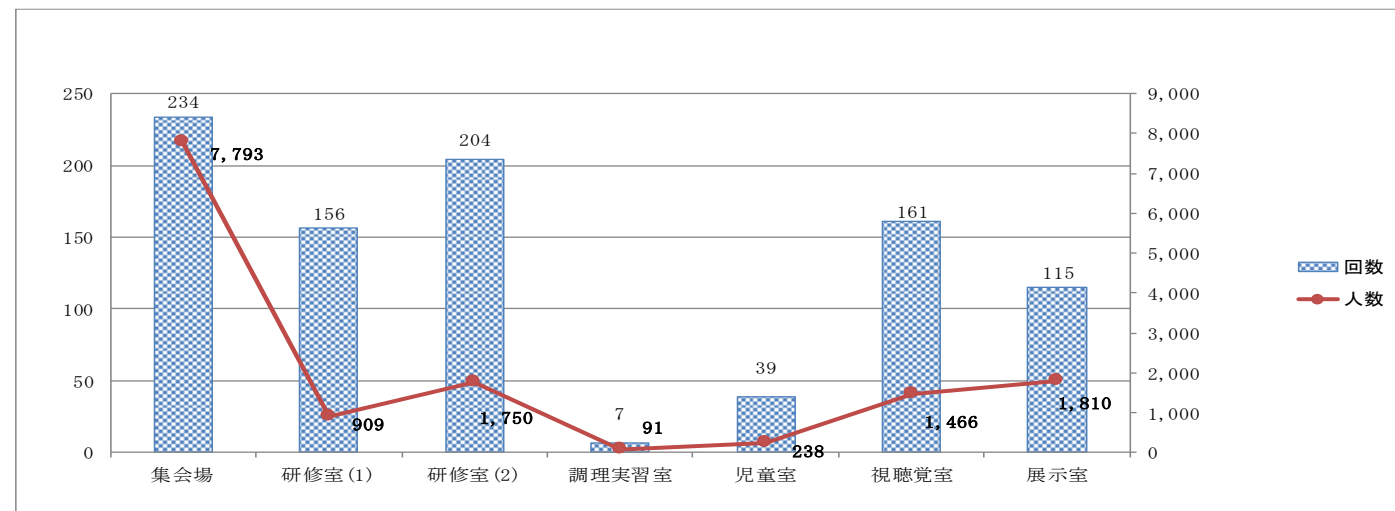
- ・ 施設別利用状況
- ・ 過去 5 年間の利用人数
- ・ 目的別利用人数
- ・ 部屋の活用風景

3. 中央公民館利用状況

(1) 施設別利用状況

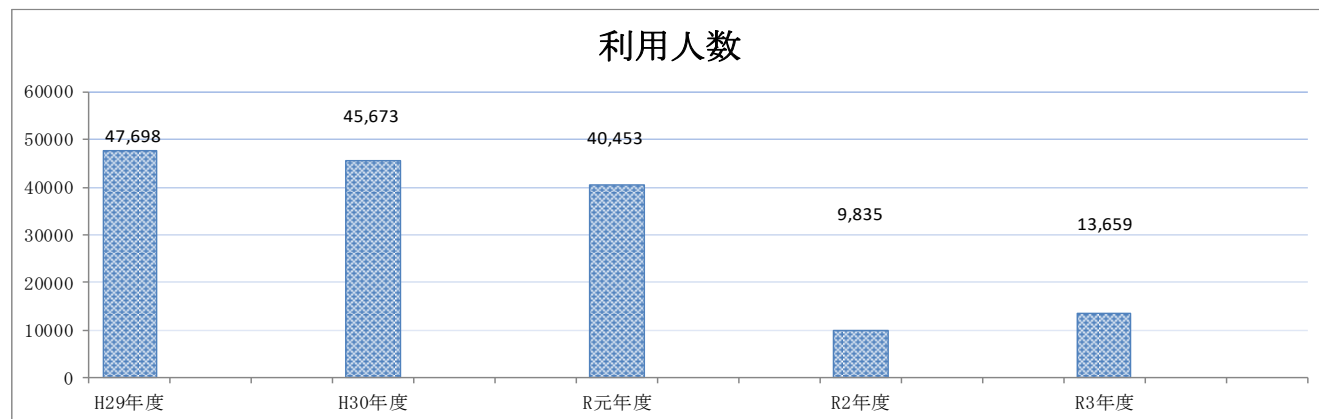
	集会場		研修室(1)		研修室(2)		調理実習室		児童室		視聴覚室		展示室		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	27	726	5	30	27	293	0	0	3	31	14	141	0	0	76	1,221
5月	3	146	1	4	11	92	1	13	8	32	0	0	0	0	24	287
6月	11	600	15	45	1	8	0	0	0	0	0	0	2	26	29	679
7月	6	239	0	0	3	40	0	0	2	15	0	0	3	72	14	366
8月	8	315	14	80	2	20	0	0	0	0	1	3	5	64	30	482
9月	8	2,551	24	115	10	96	0	0	0	0	0	0	2	25	44	2,787
10月	51	933	23	157	38	308	5	62	9	69	37	351	12	400	175	2,280
11月	55	818	24	149	35	280	0	0	8	34	37	344	14	267	173	1,892
12月	56	844	19	153	39	307	1	16	4	25	43	385	16	235	178	1,965
1月	7	63	19	84	4	29	0	0	0	0	0	0	5	106	35	282
2月	0	0	3	28	2	30	0	0	0	0	2	26	8	142	15	226
3月	2	160	9	64	32	247	0	0	5	32	27	216	48	473	123	1,192
合計	234	7,395	156	909	204	1,750	7	91	39	238	161	1,466	115	1,810	916	13,659

- ・令和3年5月～令和3年9月末まで新型コロナウイルス感染拡大防止のためサークル活動は休止
- ・令和4年2月1日～令和4年3月30日の間、集会場舞台改修工事のため集会場使用不可



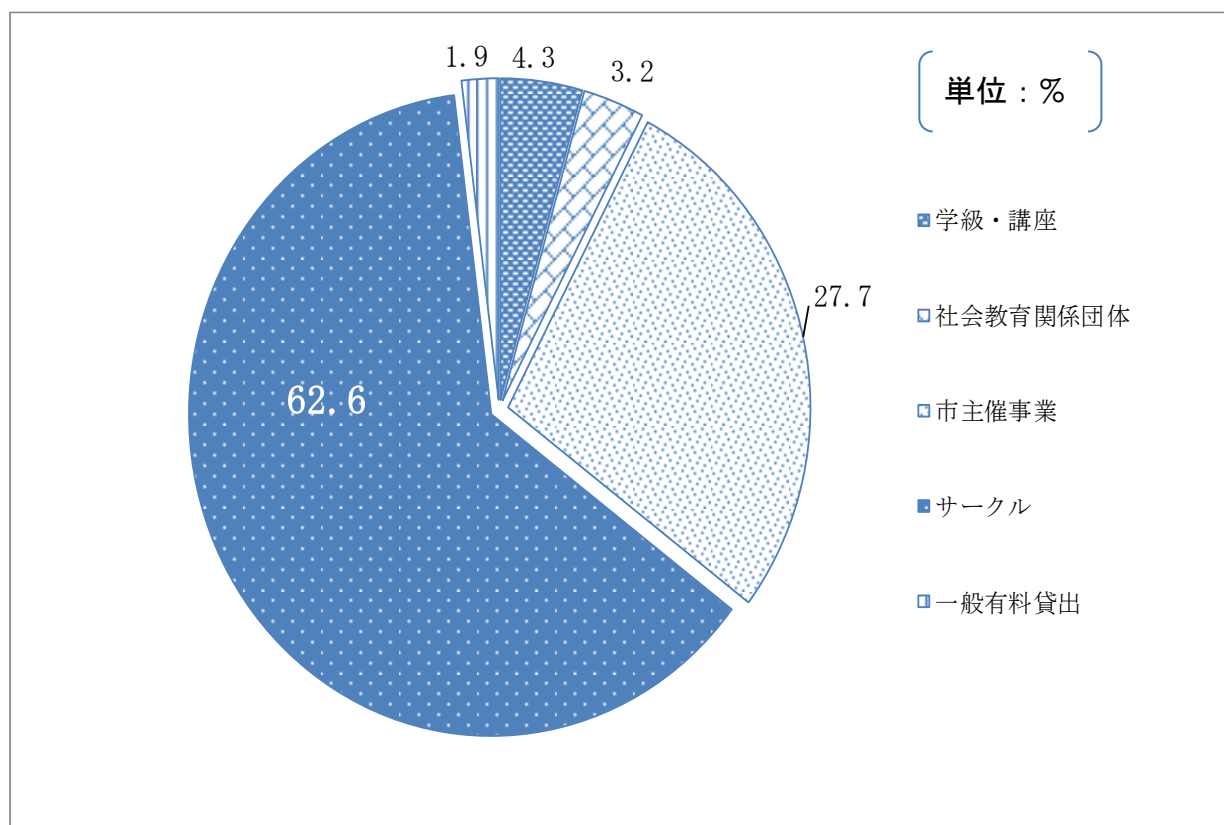
(2) 過去5年間の利用人数

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
利用人数	47,698	45,673	40,453	9,835	13,659



(3) 目的別利用状況

	学級・講座		社会教育団体		市主催事業		サークル		一般有料貸出		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	3	23	3	170	18	410	46	460	6	158	76	1,221
5月	2	17	2	130	18	118	0	0	2	22	24	287
6月	0	0	3	126	26	553	0	0	0	0	29	679
7月	3	58	0	0	10	298	0	0	1	10	14	366
8月	1	30	5	80	24	372	0	0	0	0	30	482
9月	1	6	1	5	42	2,776	0	0	0	0	44	2,787
10月	6	43	6	125	44	1,071	119	1,041	0	0	175	2,280
11月	18	152	5	108	22	444	126	1,132	2	56	173	1,892
12月	6	56	3	182	15	343	150	1,352	4	32	178	1,965
1月	0	0	0	0	21	172	14	110	0	0	35	282
2月	0	0	0	0	8	154	7	72	0	0	15	226
3月	0	0	2	47	6	219	112	904	3	22	123	1,192
合計	40	385	30	973	254	6,930	574	5,071	18	300	916	13,659



★ レクリエーション



中央公民館は社会教育施設として、
様々な用途で使用されています。



★ 研修



★ 講座



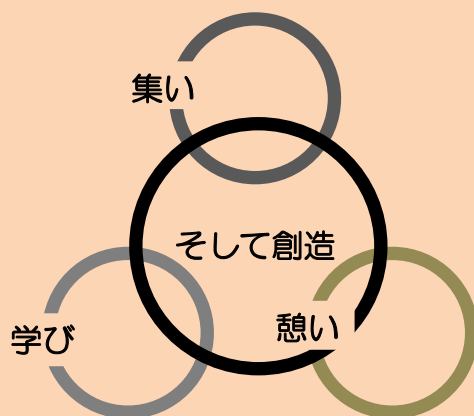
★ 実習



青少年健全育成



ふれあい



図書室の管理運営

- ・ 図書室の紹介
- ・ 図書の館外貸し出しについて
- ・ 図書室の開室時間
- ・ 図書室利用状況（月別利用状況）
- ・ 図書室利用状況（対象者別利用状況）
- ・ 図書室利用状況（年度別利用状況）
- ・ 令和３年度ジャンル別図書購入冊数

★図書室の紹介

宜野湾市立中央公民館図書室は、生涯学習の場として、約 40 名収容可能な学習室を設け、図書の貸し出しを行っています。現蔵書数は、約 9,000 冊あり、一般図書や絵本・紙芝居・雑誌のほか、県内新聞 2 紙も取扱い一年間保存しています。また、行事の案内や新着図書案内等を掲載した『図書室だより』も毎月発行し、市内学習施設や保育園等に配布しています。

★図書の館外貸し出しについて

★図書室の開室時間

対象	冊 数	期 間	開室曜日	月・水・木・金・土・日
個人	3冊	14日以内	開室時間	9:00 ～ 17:00
団体	50冊以内	30日以内	休室日	火曜日・公休日・慰霊の日・年末年始 第 3 金曜日（図書整理日）

★図書室利用状況（月別利用状況）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入室者数	244	125	0	57	0	0	186	171	164	100	119	175	1,341
貸出人数	88	52	0	28	0	0	84	55	58	67	67	86	585
貸出冊数	219	127	0	86	0	0	202	125	149	163	168	192	1,431
新規登録者	3	3	0	0	0	0	7	4	7	6	4	4	38

★図書室利用状況（対象者別利用状況）

	開室日数	図書室					
		一般	高校生	中学生	小学生	幼児	小計
4月	24	179	13	12	22	18	244
5月	16	101	9	4	3	8	125
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	9	44	1	0	10	2	57
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0
10月	26	137	6	4	19	20	186
11月	22	111	22	19	11	8	171
12月	23	117	23	8	10	6	164
1月	22	76	9	0	9	6	100
2月	21	85	7	1	16	10	119
3月	24	136	16	1	15	7	175
合計	187	986	106	49	115	85	1341

★図書室利用状況（年度別利用状況）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
入室者数	6,118	5,939	6,480	6,254	2,469	1,341
貸出冊数	3,174	3,171	3,606	3,844	2,156	1,431
新規登録者	119	148	202	169	68	38

★令和 3 年度 ジャンル別購入冊数

単位：冊

【一般】	ジャンル	購入冊数	ジャンル	購入冊数	【児童】	ジャンル	購入冊数	ジャンル	購入冊数
	総記	2	産業	3		総記	0	産業	0
	哲学	2	芸術、美術	4		哲学	0	芸術、美術	0
	歴史	0	言語	0		歴史	2	言語	3
	社会学	9	文学	63		社会学	0	文学	37
	自然科学	4	文庫	25		自然科学	8	絵本	24
	技術、工学	6	郷土	7		技術、工学	0	紙芝居	6
	一般合計					125	児童合計		
総計：205									

サークルの活動の振興と ボランティア活動の推進

- ・ サークル活動の振興
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ ボランティア活動一覧
- ・ サークル紹介パネル展の開催
- ・ 令和３年度 サークル一覧
- ・ 令和３年度 宜野湾市立サークル連絡協議会役員
- ・ 令和３年度 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の主な行事
- ・ 令和３年度 サークル会員の男女別人数と男女別割合
- ・ 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則

●サークル活動の振興

宜野湾市立中央公民館では、社会教育法第 20 条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習を行う団体（サークル）に対し、活動の振興を図っております。

中央公民館に定期利用団体として登録すると、次の適用を受けることができます。

- ・優先して施設利用ができます。

※但し、市や市公共団体育成補助金交付規程に該当する団体、県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用がある場合は、この限りではありません。

- ・使用料の減免が受けられます。
- ・公民館が発行するサークル一覧表名簿に登録することができます。
- ・社会教育に関する情報の提供を受けることができます。
- ・その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができます。

●ボランティア活動の推進

宜野湾市立中央公民館では、宜野湾市立中央公民館を定期利用する団体（サークル）に対し、日頃の活動の成果を地域に還元する『ボランティア活動の推進』にご協力いただいております。

平成 28 年 3 月 31 日
教育委員会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育、社会教育及び学術文化その他教育の振興発展に貢献し、他の模範として推奨に値する業績、若しくは善行があったと認められる個人又は団体に対し、宜野湾市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労賞)

第 3 条 功労賞は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 教育、学術、文化及びスポーツの振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 学校又は地域でのボランティア活動に貢献し、その功績が顕著なもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認めたもの

※令和 3 年度 コロナ感染拡大防止のためボランティア活動は 1 団体のみでした。

●サークル紹介パネル展の開催（市役所ロビー）

コロナ感染拡大防止のため中止

令和3年度 サークル一覧

No.	曜日	サークル名	内容	活動時間	活動部屋
1	月曜	自彊術体操サークル	自彊術体操	10:00～12:00	集 会 場
2		琉舞ハニンス	琉球舞踊	13:00～15:00	集 会 場
3		宜野湾民踊サークル月踊会	沖縄民踊	15:00～17:00	集 会 場
4		水彩画サークル インディゴ	水彩画	13:00～15:00	研修室(2)
5		I T羽衣	パソコン	19:00～21:00	研修室(1)
6		ぎのわん the Blenders	ジャズバンド	19:00～21:00	視聴覚室
7		ハワイアンフラサークル ホアロハ	フラダンス	19:00～21:00	集 会 場
8	水曜	ぎのわんレディースF D C	フォークダンス	10:00～12:00	集 会 場
9		書道サークル みやらび	毛 筆	10:00～12:00	研修室(2)
10		新日本婦人の会 コーラスこばと	コーラス	第2～4 10:00～12:00	視聴覚室
11		着付けサークル あやめ会	着付け	10:00～12:00	児 童 室
12		レイモキハナフラサークル	フラダンス	13:00～15:00	集 会 場
13		水彩画サークル「ほおずき」	水彩画	13:00～15:00	研修室(2)
14		ぎのわん歌謡愛好会	カラオケ	13:00～15:00	視聴覚室
15		水彩画サークル「そら」	水彩画	15:00～17:00	研修室(2)
16		パソコンサークル はばたけ	パソコン	19:00～21:00	研修室(1)
17		童謡サークル ゆりかごの会	童 謡	第2・4 19:00～21:00	視聴覚室
18		社交ダンスサークル むつみ	社交ダンス	19:00～21:00	集 会 場
19		天行健宜野湾太極拳サークル	太極拳	19:00～21:00	展 示 室
20	木曜	実年友の会	フォークダンス	10:00～12:00	集 会 場
21		ヨーガサークル	ヨーガ	10:00～12:00	視聴覚室
22		和裁サークル	和裁	10:00～12:00	研修室(1)
23		墨絵サークル「きつ茶こ」	水墨画	10:00～12:00	研修室(2)
24		親子英語リトミック Hop Rabbit	英語リトミック	10:00～12:00	児 童 室
25		ムンジュルの会	琉 舞	13:00～15:00	集 会 場
26		歌う・ハピネス	カラオケ	13:00～15:00	視聴覚室
27		宜野湾市太極拳協会	太極拳	19:00～21:00	集会場
28		オカリナサークル ふれんず	オカリナ	19:00～21:00	研修室(2)

令和3年度 サークル一覧

No.	曜日	サークル名	内容	活動時間	活動部屋
29	金曜日	宜野湾市沖ヨガサークル	ヨ ガ	10:00～12:00	集 会 場
30		つくし花会	華 道	10:00～12:00	研修室(2)
31		ラキ・フラサークル	フラダンス	13:00～15:00	集 会 場
32		琉球かれん仁和の会	琉球かれん	13:00～15:00	研修室(2)
33		あいち吟声会	詩 吟	13:00～15:00	視聴覚室
34		混元太極太和会	太極拳	15:00～17:00	集 会 場
35		女声コーラス 「エコー森の川」	コーラス	17:00～19:00	集 会 場
36		ギターサークル 六弦大	クラシックギター	19:00～21:00	視聴覚室
37		中国武術サークル	中国武術	19:00～21:00	集 会 場
38	土曜日	普天間川柳の会	川 柳	第 4 10:00～12:00	研修室(1)
39		紅型サークル「彩」	紅型染め	第 1・3 10:00～12:00	研修室(2)
40		羽衣ウクレレサークル	ウクレレ	10:00～12:00	視聴覚室
41		宜野湾うちなあぐち会	うちなあぐち	第 1・3 13:00～15:00	研修室(2)
42		民謡サークル「ひやみかち」	琉球民謡三線	13:00～15:00	視聴覚室
43		宜野湾市子供将棋サークル	将 棋	第 1～3 13:00～17:00	集 会 場
44		天龍宮人	楽器演奏	第 1・3 15:00～17:00	視聴覚室
45		ぎのわん市少年少女合唱団	合 唱	17:00～19:00	集 会 場
46	日曜日	秋津書道サークル	書 道	第 1・2・4 10:00～12:00	研修室(2)
47		しきなみ短歌サークル	短歌	第 3 10:00～12:00	研修室(2)
48		宜野湾フォーカス	写 真	偶数月第1 13:00～15:00	研修室(2)
49		泉ヴォイストレーニング	音 楽	第 1・3 15:00～17:00	視聴覚室
50		HT. ZUMBAサークル	ズンバ	17:00～19:00	集 会 場
51		健康ハーモニカサークル	ハーモニカ	15:00～17:00	視聴覚室

令和3年度 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会役員

役 職 名		氏 名	所 属 団 体 名
会 長		宮城 玉代	和裁サークル
副 会 長		金良 侑子	ムンジユルの会
〃		伊波 多美子	墨絵サークル「きっ茶こ」
書 記		照屋 邦子	オカリナサークル ふれんず
会 計		与那覇 圭子	歌う・ハピネス
監 査		玉城 満枝	宜野湾市太極拳協会
〃		里 博和	生涯学習課 公民館係
相 談 役		真鳥 かおり	生涯学習課長兼館長
専 門 委 員	舞台運営委員		
	舞台運営委員		
	展示運営委員		
	展示運営委員		

監査役員として1人は中央公民館係長をあてる。

相談役として中央公民館館長をあてる。

(宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則より抜粋)

令和3年度 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の主な行事

●定期総会

書 面 開 催

	司会	副会長	阿波連スギ
1 開会の挨拶		副会長	阿波連スギ
2 サークル連絡協議会会長挨拶		会 長	比嘉 清志
3 生涯学習課長兼中央公民館館長挨拶		課 長	真鳥かおり
4 中央公民館管理指導者挨拶		管理指導者	玉那覇 清
5 議案審議		進行副会長	桃原 和子
第1号議案 平成2年度 事業報告について	書 記	宮城 一治	
第2号議案 平成2年度 収支決算報告について	会 計	宮良 澤子	
平成2年度 監査報告について	監 査	多和田洋子	
第3号議案 平成3年度 役員(案)について	会 長	比嘉 清志	
第4号議案 平成3年度 事業計画(案)について	新会長	宮城 玉代	
第5号議案 平成3年度 予算(案)について	新会計	与那覇圭子	
3 その他			
4 閉会の挨拶	副会長	桃原 和子	



●生涯学習フェスティバル

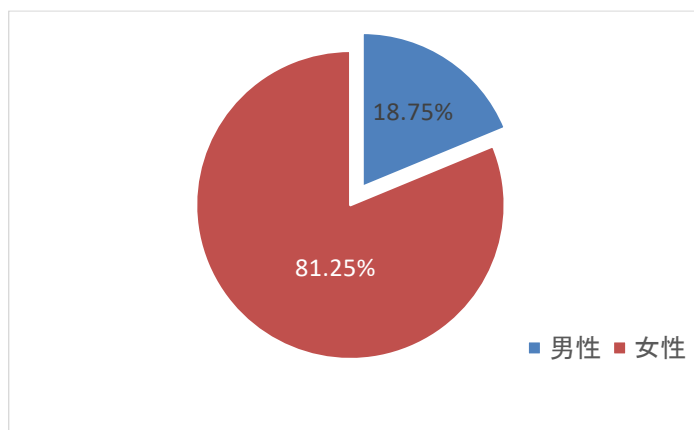
改修工事のため中止

令和 3 年度 サークル会員の男女別人数と男女別割合

◎男女別人数

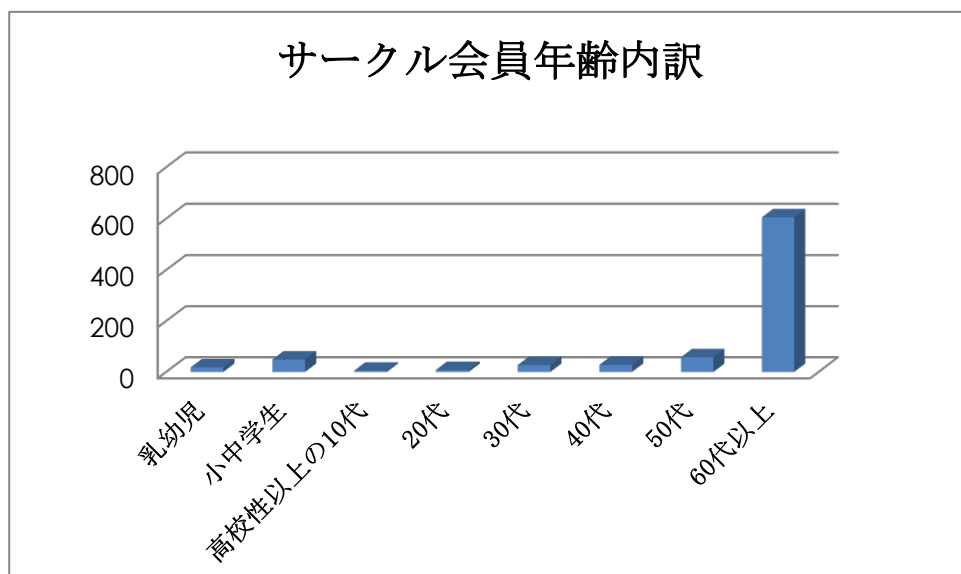
男性	女性	合計
141 人	611 人	752 人

◎男女別割合



◎令和 3 年度 サークル会員の年齢内訳と割合

	乳幼児	小学生	10 代 中学生以上	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以上	合計
年齢別利用人数	4 人	46 人	5 人	12 人	19 人	24 人	47 人	595 人	752 人
年齢別利用割合	0.5%	6.1%	0.6%	1.5%	2.5%	3.1%	6.2%	79%	100%



宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会と称し、事務局を宜野湾市立中央公民館におく。

(目 的)

第2条 本会はサークル間の連携と親睦をはかり、宜野湾市立中央公民館を拠点とする各サークルの円滑な活動に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、「中央公民館定期利用団体」に登録した団体で構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、公民館と調整のうえ、次の事業を行う。

- ① サークル連絡会議の実施
- ② 生涯学習フェスティバルに参加する。
- ③ 中央公民館利用者交流会及び研修会の実施
- ④ その他連絡協議会で必要と決められたもの

(運営委員)

第5条 本会に第4条に掲げた事業を推進する運営委員をおく。

運営委員は各サークルの代表者で構成し、運営委員長はサークル連絡協議会会長が兼任する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は、各曜日活動サークルの輪番制とする。

会 長	1 名
副会長	2 名
会 計	1 名
書 記	1 名
監 査	2 名
幹 事	若干名

監査役の内1人は中央公民館係長をあてる。

相談役として中央公民館長をあてる。

(任 務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故のある場合はその任務を代行する。
 3. 書記は本会の議事を記録する。
 4. 会計は経費の出納事務及び必要な物品の調達に努める。
 5. 幹事は会議に出席して上記の役員を補佐する。
 6. 監査は本会の収支決算を監査する。

(任 期)

第8条 本会の役員の任期は1年とする。

補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員引継)

第9条 役員の引継ぎは、新役員選出後30日以内とする。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とする。

① 総会は各サークルの代表者で構成する。

通常総会は年1回とし、毎年4月に開催する。また、議事は会計並びに事業報告、次年度の活動方針（事業計画）、役員承認、その他とする。

② 役員会は会長、副会長、会計、書記、幹事でもって構成する。

③ 会議は、必要に応じて公民館職員の参加を依頼する。

④ 会議の議決機関は、役員会とし、事業・予算・決算・役員選出を役員会で議決し、総会で承認する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は過半数の出席をもって成立する。但し、委任状が提出された時は、出席したものとみなす。

(議 決)

第12条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって議決する。

(経 費)

第13条 本会経費は年会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第14条 本会の年会費は各サークル3,000円とし、毎年4月末日までに会計に納入する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(文書及び帳簿)

第16条 本会は必要に応じて文書及び帳簿をおく。

(会則の改廃)

第17条 本会則は総会の決議を経なければ改廃できない。

*附則 この会則は1996年3月25日から実施する。

*附則 この会則は1999年5月17日から実施する。

*附則 この会則は2000年5月15日から実施する。

*附則 この会則は2001年4月19日から実施する。

*附則 この会則は2003年4月16日から実施する。

*附則 この会則は2004年4月22日から実施する。

*附則 この会則は2006年5月12日から実施する。

*附則 この会則は2008年6月18日から実施する。

*附則 この会則は2009年5月15日から改正、同日から実施する。

*附則 この会則は2016年5月28日から改正、同日から実施する。

宜野湾市立中央公民館運営審議会

- ・ 令和 3 年度 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員
- ・ 第 1 回 宜野湾市立中央公民館運営審議会
- ・ 第 2 回 宜野湾市立中央公民館運営審議会

令和３年度 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員

自 令和 ２年６月３１日
至 令和 ４年５月３１日

	氏 名	選出区分	所属団体の名称及び役職名等
◎	多和田文子	学識経験	元小学校長
○	背戸 博史	学識経験	琉球大学地域連携推進機構機 生涯学習推進部
	玉城 健蔵	学校教育	宜野湾市校務研究会（嘉数中学校長）
	天願 直光	学校教育	宜野湾市校務研究会（志真志小学校長）
	宮園 峰子	社会教育	宜野湾市婦人連合会 会長
	花城ますえ	家庭教育	宜野湾市青少年健全育成協議会 事務局長
	下地 智子	家庭教育	宜野湾市子ども会育成者連絡協議会 事務局長
	新城 清子	社会教育	宜野湾市自治会長会（野嵩２区自治会長）
	宮城 玉代	社会教育	サークル連絡協議会 会長
	照屋 彰	社会教育	サークル連絡協議会

※ ◎：委員長、○：副委員長

令和3年度 第1回宜野湾市立中央公民館運営審議会（書面開催）

日時：

場所：

委員(10名)
多和田 文子 委員 背戸 博史委員 玉城 健蔵委員 天願 直光委員 宮園 峰子委員 花城 ますえ委員 下地 智子委員 新城 清子委員 宮城 玉代委員 照屋 彰 委員
欠席委員（名）
事務局（7名） 玉那覇 清(中央公民館管理指導者) 里(係長) 宮里（主査）末吉 津波古 新田(社会教育指導員) 崎原(図書館司書)

配布資料

- （1）議案第1号 令和3年度事業計画（案）について
- （2）報告第1号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員
- （3）様式1 令和3年度 第1回宜野湾市立中央公民館運営審議委員会議
（書面決議票）
- （4）その他資料

報告

議案第1号 宜野湾市立中央公民館運営審議委員議長及び副議長の
承認について

承認10名 反対0名

令和3年度 第2回中央公民館運営審議会

日時：令和4年2月24日（木）10：30～

場所：中央公民館 2階 集会場

出席委員（8名） 多和田 文子 委員 背戸 博史委員 花城 ますえ委員 下地 智子委員 新城 清子委員 宮城 玉代委員 照屋 彰 委員
欠席委員（3名） 玉城 健蔵委員 天願 直光委員 宮園 峰子委員
事務局出席者（8名） 真鳥 かおり（生涯学習課長）玉那覇 清（中央公民館管理指導者）里（係長） 宮里（主査）

次第

1. 開会のあいさつ

①宜野湾市立中央公民館運営審議会規則について

2. 議題等

①令和4年度 宜野湾市立中央公民館事業（案）について

②「じのーん 見一なり 聞ちちなり」月間について

3. 報告事項

4. 閉会のあいさつ



公民館各種大会・研修会

☐ 中頭社会教育指導員連絡協議会 前期研修会

☐ 中頭社会教育指導員連絡協議会 後期研修会

■ 沖縄県公民館関係者研修会

☐ 第29回 沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会

☐ 第51回 沖縄県公民館研究大会南部大会

※ ☐ 参加 ☒ 不参加

令和3年度 中頭地区社会教育指導員連絡協議会 前期研修会

◆ 日 時：令和3年7月29日（木）

◆ 時 間：9時55分入室

第1部 10時開始～10時30分（資料の説明～スマホでYouTubeに動画投稿する編～）退出

休 憩 10時30分～10時50分

第2部 10時55分入室

11時00分～11時40分 質疑応答

（第2部の時間内に質疑が終了しない場合に、第3部を設ける）

◆ 内 容：～スマホでYouTubeに動画投稿する編～

◆ 講 師：前濱 吉朗 氏

令和3年度 中頭地区社会教育指導員連絡協議会 後期研修会

◆ 日 時：令和3年12月20日（月）10時～16時

◆ 場 所：うるま市勝連南風原 あまわりパーク駐車場

◆ 趣 旨：うるま市の歴史文化に触れ、見識を深め、社会教育指導員としての資質の向上と相互間の親睦を図る。

◆ 内 容：うるま市文化財視察「勝連場と阿麻和利を訪ねて・・・そして闘牛」

講 師：伊波 大志 氏

令和3年度沖縄県公民館関係者研修会

◆ 趣 旨：先進的な取り組みをしている公民館の実践を通して、地域の課題を共有及び情報収集を図り、社会教育・生涯学習担当職員の資質を高める。

研修①（配信動画での研修）

◆ 講 演：「動画プロデュースでの地域に発信」

講 師：西平 博人 氏

（プロデューサー/舞台演出・松島自治会長・那覇市繁多川公民館職員）

開催方法：オンライン配信

研修②（ZOOMによる質疑応答）

内 容：ZOOMにて講師と参加者による質疑応答

日 時：令和3年7月1日 11:00～11:30

令和3年度 第29回 沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会

◆ 日 時：令和3年10月26日（火）13時～

◆ 場 所：各施設にてオンライン（ZOOM）開催

◆ テ ー マ：「SDGsの視点から見た地域課題」

～ひとりひとりが出来ることを考えよう～

◆ 趣 旨：本研修会は、県内各市町村の社会教育指導員が一同に集い、社会の変化に対応し各市町村の社会教育・生涯学習の振興と地域の活性化を目指すとともに向上心をもって各種事業の企画・立案・実施等に生かせるよう研修及び情報交換を行うことで社会教育指導員としての資質向上に努める。

◆ 内 容：講演会

◆ 演 題：「SDGsの視点から見た地域課題」

～ひとりひとりが出来ることを考えよう～

講師：沖縄キリスト教学院大学 准教授 玉城 直美 氏

第 51 回 沖縄県公民館研究大会北部オンライン大会

◆ 日 時：令和 3 年 11 月 19 日（金）13 時 30 分～16 時 30 分

◆ 場 所：オンラインホスト会場（名護中央公民館）

◆ 趣 旨： 地域における公民館をめぐる環境は、近年の少子高齢化や人口の都市部への集中それに伴う生活様式・価値観の多様化により、人間関係の希薄化、ひいては地域コミュニティの在り方も、著しく変化してきている。また、子どもの貧困や格差の問題等、子ども達をとりまく環境も変化してきている。

このような中、公民館は、地域活動の拠点として、学習情報の提供や地域文化の保存継承等、活力と潤いのある地域づくりのために大きな役割を担ってきた。

今後も、公民館には、人々のつながりを支え、地域課題を解決し、学びと実践の循環を通して地域を経営する機能と役割が求められていると言える。

そこで、県内各地区の公民館関係者をはじめ、生涯学習・社会教育等の関係者が一堂に会し、日頃の実践をもとに、これからの公民館の在り方や、当面する諸問題の解決に向けて、研究協議を深め、今後の公民館活動の一層の充実・発展を図るために本研究大会を開催する。

◆ 大会テーマ： 持続可能な地域づくりを目指して

～新しい時代の公民館の役割～

◆ 講 演

○ 演題：「今こそ新たな“公民館ゆいまー”

～誰一人取り残さない地域社会に向けて～」

○ 講師：宮城 潤（那覇市若狭公民館館長）

◆ 分科会

○ 第 1 分科会：「学びの拠点としての公民館のあり方」

【内 容】 公民館の講座・事業等学びの活動について情報交換を行い、人材育成等をめざした学びのあり方について考える。

【討議の柱】①公民館が取り組むべき講座・事業等、学びの体制のあり方について

②地域人材の育成に向けた事業展開等、公民館における人材育成のあり方について

③社会の変化に対応した住民参画型の公民館活動のあり方について

④公民館を地域における生涯学習のネットワーク拠点として充実させていくための課題・条件整備等について討議を行う。

【実践発表】

◎発表 1 「公民館の講座・事業等学びの活動について」

具志堅 美千代（南城市中央公民館 社会教育指導員）

◎発表 2 「人材育成を目指した学びについて」

玉寄 健太（中城村教育委員会 係長）

○ 第 2 分科会：「公民館と学校・家庭との連携のあり方」

【内 容】 公民館が取り組むべき重要なテーマである「青少年健全育成」「家庭教育支援」に関する事業・講座について、現状と課題を把握し、そのあり方や将来的ビジ

ョン等について考える。

【討議の柱】①公民館と地域の学校とが連携して取り組む青少年の健全育成活動のあり方について

②公民館における子育て講座や親子の触れあいにつながる体験講座など、家庭教育支援のあり方について

③青少年の健全育成、家庭教育支援、子どもたちの安心・安全への取り組みについて、公民館を拠点としたネットワークをどのように作っていくのか

【実践発表】

◎発表1「公民館における青少年の健全育成の取組について」

荒木 和友（竹富町西表島祖納公民館 総務企画部長）

◎発表2「公民館における家庭教育支援の取組について」

川間 圭子（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館 社会教育指導員）

○ 第3分科会：「地域づくりの拠点としての自治公民館のあり方」

【内 容】 地域コミュニティの結束力の低下が進みつつあるなか、自治公民館は、活力ある地域づくりをめざして、どのような活動を展開していくべきかについて考える。

【討議の柱】①地域コミュニティの結束力低下が進む都市部において、自治公民館（自治会）は何ができるか、その可能性について

②過疎化、高齢化が進みつつある農山漁部において、自治公民館（自治会）は何ができるか、その可能性について

③自治公民館を地域コミュニティにおけるネットワークの拠点として機能させるためには何が必要か、地域における自治公民館連絡協議会等の組織のあり方も含めて考える

【実践発表】

◎発表1「自治公民館を中心とした地域づくりの実践」

津波古 達功（大宜見村教育委員会 主査）

◎発表2「伝統文化の継承と地域づくりの実践」

下地 義信（宮古島市中央公民館 館長）

中央公民館関係資料

- ・ 中央公民館の沿革
- ・ 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例
- ・ 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則
- ・ 宜野湾市立中央公民館運営審議会規則
- ・ 宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則
- ・ 社会教育法第五章 公民館
- ・ 宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領

宜野湾市立中央公民館の沿革

昭和	59年	3月	31日	宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例が公布された。(当条例は昭和59年4月1日から施行)
昭和	59年	6月	1日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員8人が委嘱された。 (以後25毎に改選)
昭和	59年	6月	15日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員辞令交付式 委員長に嘉手納良幸氏、副委員長に呉屋好永が選任された。
昭和	59年	7月	15日	初代館長 細原一雄が発令された。
昭和	59年	10月	22日	宜野湾市民会館との併合施設として、集会場・調理実習室・大展示室・図書室・視聴覚室・研修室(1)・(2)・児童室を設置して開館した。
昭和	59年	11月	13日	中央公民館主催事業としてジャズダンス教室が開始された。
昭和	61年	3月	15日	第1回宜野湾市立中央公民館まつりが開催された。
昭和	62年	4月	1日	2代目館長(兼務)玉城宏が発令された。
昭和	63年	4月	7日	3代目館長(専任)古波蔵百合子が発令された。
平成	2年	4月	1日	4代目館長 大城正美が発令された。
平成	6年	4月	1日	5代目館長 伊禮玲子が発令された。
平成	10年	4月	1日	6代目館長 上江洲慶子が発令された。
平成	14年	4月	1日	7代目館長 澤岨光子が発令された。
平成	18年	4月	1日	8代目館長 宮城政一が発令された。
平成	20年	4月	1日	宜野湾市立中央公民館から教育委員会生涯学習課公民館係に名称変。 9代目館長 照喜名朝則が発令された。
平成	21年	11月	26日	サークル連絡協議会から水車寄贈。
平成	22年	8月	30日	集会場及び視聴覚室の音響機器入れ替え。
平成	23年	2月	5日	第25回中央公民館まつり記念誌が発行された。
平成	23年	4月	1日	10代目館長 宮城豊が発令された。
平成	23年	11月	18日	優良公民館文部科学大臣賞受賞
平成	25年	3月		研修室・児童室・視聴覚室・図書室改修
平成	25年	4月	1日	11代目館長 仲村健が発令された。
平成	26年	4月	1日	12代目館長 田場盛茂が発令された。
平成	27年	4月	1日	13代目館長 玉那覇清が発令された。
平成	28年	1月		集会場舞台機構及び照明機器改修工事完了。
平成	28年	5月		集会場・視聴覚室・第一研修室音響関係賃貸借機器更新。
平成	30年	2月	3・4日	U-18 フェスティバル、中央公民館まつりを一元化し 生涯学習フェスティバルを開催。
令和	元年	2月	3・4日	生涯学習フェスティバルを開催
令和	2年	2月	1・2日	生涯学習フェスティバルを開催。
令和	2年	4月	1日	14代目館長(生涯学習課長兼務)真鳥かおりが発令された。
令和	2年	10月		中頭地方視聴覚協議会解散に伴い機材・教材が分配された。
令和	2年	3月		集会場床・壁・磁気ループ改修工事完了。
令和	3年	3月		集会場舞台機構改修工事完了。

○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例

昭和 59 年 3 月 31 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、[社会教育法\(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。\)](#)[第 24 条](#)及び[第 30 条第 2 項](#)の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 39・一部改正)

(設置)

第 2 条 宜野湾市野嵩一丁目 1 番 2 号に宜野湾市立中央公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

2 [前項](#)の規定により設置される公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(昭 60 条例 15・一部改正)

(職員)

第 3 条 公民館に、館長、主事、その他必要な職員を置く。

(平 24 条例 3・全改)

(公民館運営審議会)

第 4 条 [法第 29 条第 1 項](#)の規定に基づき、公民館に宜野湾市立中央公民館運営審議会(以下「公民館運営審議会」という。)を置く。

2 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命又は委嘱する。

3 委員の定数は、12 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(平 24 条例 3・全改)

(使用料の徴収)

第 5 条 使用料は、[別表](#)に掲げる使用区分の合計金額の使用料を徴収する。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(平 3 条例 32・全改、平 12 条例 39・平 15 条例 2・一部改正、平 24 条例 3・旧第 6 条繰上、平 26 条例 25・一部改正)

(使用料の減免)

第 6 条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(平 12 条例 39・一部改正、平 24 条例 3・旧第 7 条繰上)

(使用料の返還)

第 7 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(平 12 条例 39・一部改正、平 24 条例 3・旧第 8 条繰上)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 39・一部改正、平 24 条例 3・旧第 9 条繰上)

附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 11 月 5 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 24 日条例第 32 号)

1 この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 39 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の宜野湾市行政財産使用料条例、宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例、宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立闘牛場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市都市公園条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市行政財産使用料条例、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市保健相談センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 23 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市立博物館設置条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

（平 3 条例 32・平 15 条例 2・平 26 条例 25・令 3 条例 20・一部改正）

（単位：円）

種別	使用料（附帯備品を含む。）						
	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時	昼間 9 時～17 時	昼夜間 13 時～21 時	全日 9 時～21 時	冷房費 1 時 間 に つき
集会場（舞台 を含む。）	（平日） 7,330	9,780	9,160	19,560	21,380	31,160	1,500
	（土・ 日・祝） 8,790	11,730	10,990	23,470	25,650	37,390	
研修室	1,080	1,450	1,080	2,900	2,900	4,350	600
児童室	880	1,180	880	2,360	2,360	3,550	
視聴覚室	1,380	1,850	1,380	3,700	3,700	5,550	
調理実習室	1,650	2,200	1,650	4,410	4,410	5,720	1,000
多目的室	2,160	2,900	2,160	5,800	5,800	8,700	1,200
備考	(1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。 (2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。 (3) 宜野湾市民会館常置の備品を使用する場合は、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 62 年宜野湾市教育委員会規則第 1 号)に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。 (4) 市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料(以下「規定使用料」という。)の 100 分の 30 に相当する金額を規定使用料に加算した額とする。ただし、冷房費及び(2)を除く。						

○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則

昭和 59 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 59 年宜野湾市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する公民館は、市民に対して、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 22 条に規定する事業（以下「事業」という。）を行なうものとする。

(職員)

第 3 条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 係長
- (3) 担当主査
- (4) 主事
- (5) その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、上司の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

3 館長は、非常勤とすることができるものとし、その場合は、週 5 日間勤務を原則とする。

4 前項館長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(開館及び閉館)

第 4 条 公民館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、その時刻を変更することができる。

- (1) 開館 午前 9 時 00 分
- (2) 閉館 午後 9 時 00 分

(休館日)

第 5 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し又は、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（年末年始）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日及び 6 月 23 日（慰霊の日）
- (4) 前号に規定する日が勤務を要しない日にあたる時は、その日の後日において最も近い休日でない日をもつてこれにあてる。
- (5) 前 4 号の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めたときは、公民館の全部又は、一部を開館することができる。

(施設、設備の使用)

第 6 条 公民館の施設又は設備（図書を除く。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の属する月の 6 月前の月の初日（その日が休館日である場合は、その日の翌日とす

る。)から、使用日の7日前までに、公民館使用許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めたときは、公民館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用者は使用変更がある場合は、5日前までに公民館使用変更(取消)申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 教育長は、前項の規定により提出された変更申請書を審査して、支障がないと認めたときは、公民館使用変更(取消)許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(継続使用)

第7条 公民館の継続使用は、5日間を限度とする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書の館外貸出)

第8条 公民館の図書の館外貸出しを受けようとする者は、公民館図書館外閲覧許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書を審査して許可するときは、公民館図書館外閲覧許可書(様式第6号)を交付するものとする。

3 図書の館外貸出しの冊数は、個人貸出しの場合にあつては3冊、団体貸出しの場合にあつては50冊以内とする。ただし、団体貸出しの場合において館長が特に必要があると認めるときは、その限りでない。

4 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあつては14日、団体貸出しの場合にあつては30日とする。

(施設、設備の使用制限)

第9条 公民館の施設若しくは設備の使用者が、次の各号に掲げる事由の一に該当すると教育長が認めた場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、教育長は、使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、又は使用したとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 使用のための手続きに違反したとき。

(4) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。

(5) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者並びに入場者は、教育長並びに職員の指示に従わなければならない。

2 使用者並びに入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。

(2) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第1項の認定を受けているものを除く。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。

- (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしてはならない。
- (5) 使用後は、もとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (6) 所定の場所以外へ立入らないこと。
- (7) 使用者は、使用の際施設及び備品、器具等に損傷がないように取扱わなければならない。
- (8) 責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告するとともに点検を受け、損傷があるときは、次条により賠償しなければならない。

(施設、設備のき損又は亡失の届出等)

第 11 条 公民館の施設又は設備の使用者が、当該施設又は設備を汚損、き損若しくは亡失したときは、すみやかにその旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項に規定する汚損、き損若しくは亡失に係る施設又は設備の使用者に対し、損害賠償を命ずることができるものとする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 6 条の規定により使用料を減額又は免除することができる場合は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市又は本市教育委員会が、主催する行事に使用する場 10 割
- (2) 本市又は本市教育委員会が、共催する行事に使用する場 5 割
- (3) 本市教育委員会に属する学校、幼稚園及び教育機関がその目的のために使用する場 10 割
- (4) 市内の社会教育関係団体及び登録団体が、法 20 条に規定する目的に使用する場 10 割
- (5) 国及び他の地方公共団体が使用する場 5 割
- (6) その他特に教育長が必要と認めた場合 5 割又は 10 割

2 使用料の減免をうけようとするものは、公民館使用料減免申請書（様式第 7 号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の返還)

第 13 条 条例第 7 条の規定により、使用料を返還することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなつたとき。
- (2) 使用開始前 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

3 教育長は、前項の使用料の還付を決定したときは、公民館使用料還付決定通知書（様式第 9 号）により通知する。

(超過料金)

第 14 条 条例第 5 条の別表に定める使用時間の超過及び練習等のための使用の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間の超過に対しては、当該使用料金の種別により、超過時間の割合金額を加算して徴収する。この場合、超過時間が 30 分未満は切り捨て、30 分以上 1 時間未満は 1 時間とし、10 円未満は、切り捨てるものとする。
- (2) 練習等のために公民館の施設及び設備を使用するときの料金は、当該使用料金の 3 割相

当額とする。この場合 10 円未満は、切り捨てるものとする。

(報告)

第 15 条 館長は、各月の事業計画及びその実施状況を教育長に報告しなければならない。

(事務の処理等)

第 16 条 公民館における事務の処理、職員の服務等については、教育委員会事務局の取扱いの例による。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が教育長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 15 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 1 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 9 年 2 月 19 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 17 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 20 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 5 月 14 日教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 10 月 21 日教委規則第 9 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日教委規則第 11 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の行為等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 21 年 2 月 17 日教委規則第 2 号)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の行為等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 22 年 7 月 21 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 22 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 1 月 24 日教委規則第 6 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○宜野湾市立中央公民館運営審議会規則

昭和 59 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 59 年宜野湾市条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。

(委員の委嘱)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する。

(審議会の組織)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報告)

第 6 条 委員長は、会議の結果を館長に報告し、館長は、教育長に報告しなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 14 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 22 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立中央公民館運営審議会規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

○宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則

昭和 48 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 1 号

(設置)

第 1 条 宜野湾市の社会教育の振興を図るため、宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員を置くことができる。

(任用)

第 2 条 社会教育指導員は地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とし、社会教育に関する深い関心と理解をもち、かつ次の条件を満たす者の中から教育委員会が任用する。

- (1) 健康でかつ活動的であること。
- (2) 社会教育又は学校教育に関する経験を有すること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(職務)

第 3 条 社会教育指導員は、社会教育に関する指導助言に従事し、社会教育主事の計画に従いその指導に当たる。

(定数)

第 4 条 社会教育指導員の定数は、若干名とする。

(服務)

第 5 条 社会教育指導員は、社会教育主事の指示に従ってその職務に従事しなければならない。
2 週 3 日間勤務を原則とする。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 11 月 6 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 54 年 5 月 16 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 10 月 27 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 16 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 7 日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日教委規則第 3 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう団体に対し活動の振興を図るため、宜野湾市立中央公民館（以下「公民館」という。）を定期利用する団体（以下「サークル」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 サークルの登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成人員が10人以上で、かつ、構成員の過半数が宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 団体の組織及び活動のために代表者を置き、会則又は規約等を備えていること。
- (3) 団体の代表者は、宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体活動のための経理が明らかであること。
- (5) 市民に広く開かれた団体であること。
- (6) 活動の成果をボランティア活動などとおして社会に還元できる団体であること。
- (7) 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に基づき、協議会に加入できること。
- (8) 構成員の資質向上に努め、協議会及び公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (9) 構成員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- (10) 講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- (11) 講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

(登録の申請)

第3条 サークルの登録を希望する団体は、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、宜野湾市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) 団体役員・会員名簿（様式第2号）
- (3) 年間事業・活動計画書（様式第3号）
- (4) 団体紹介資料（様式第4号）
- (5) その他必要と認める書類

2 登録の申請期間は、定期利用をしようとする前年度の2月1日から2月末日までとする。ただし、サークルの施設利用が重複しない場合は、随時申請することができる。

(登録証の交付)

第4条 委員会は前条に規定する申請の内容を審査し、第2条に定める登録基準に適合していると認めるときは、当該申請のあった団体をサークルとして登録するとともに、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前条の申請において施設利用が重複する団体があるときは、調整を行うものとする。ただし、登録しようとする前年度の公民館主催講座から立ち上げたサークルが登録しようとする場合は、これを優先するものとする。

(登録の効果)

第5条 サークルは、次の各号の適用を受けることができる。

- (1) 優先して施設利用できる。ただし、次に該当するときは、この限りではない。
 - ア 宜野湾市主催事業があるとき。
 - イ 宜野湾市公共団体育成補助金交付規程(1964年6月29日規程第11号)に該当する団体が、法20条に規定する目的のために利用するとき。
 - ウ 県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用があるとき。
 - エ その他特に教育長が必要と認めたとき。
- (2) 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第1号)第12条に規定する使用料の減免を受けることができる。
- (3) 公民館が発行するサークル一覧表名簿に登録することができる。
- (4) 社会教育に関する情報の提供を受けることができる。
- (5) その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録年度の末日までとする。

(登録の変更等)

第7条 第3条第1項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、速やかに宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録(変更・取消し)届(様式第6号)を委員会に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 委員会は、サークルが次の各号に該当する場合は、登録の取消し又は定期利用を停止をすることができる。

- (1) 解散又は第2条に定める登録基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によりサークルの登録を受けたとき。
- (3) 公民館の施設使用条件に反し、又は公民館の施設使用に関する所定の手続き等を故意に怠る等、サークルとしてふさわしくない行為等があったと認められたとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。



令和 4 年 6 月発行

編集・発行

宜野湾市立中央公民館

電話 893－4436

FAX 893－4434